

令和元年12月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和元年12月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦辰夫議員 (1) 令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について
「第6次高浜市総合計画アクションプラン」
2. 荒川義孝議員 (1) 令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について
「第6次高浜市総合計画アクションプラン」
3. 倉田利奈議員 (1) 公共施設について
(2) 環境行政について
4. 神谷直子議員 (1) 令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について
「第6次高浜市総合計画アクションプラン」
5. 柳沢英希議員 (1) 自衛隊活動への理解と協力について

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 荒川義孝 | 2番 | 神谷直子 |
| 3番 | 杉浦康憲 | 4番 | 神谷利盛 |
| 5番 | 岡田公作 | 6番 | 柴田耕一 |
| 7番 | 長谷川広昌 | 8番 | 黒川美克 |
| 9番 | 柳沢英希 | 10番 | 杉浦辰夫 |
| 11番 | 北川広人 | 12番 | 鈴木勝彦 |
| 13番 | 今原ゆかり | 14番 | 小嶋克文 |
| 15番 | 内藤とし子 | 16番 | 倉田利奈 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市 長 神谷坂敏

| | |
|------------------|-----------|
| 教 育 長 | 都 築 公 人 |
| 企 画 部 長 | 深 谷 直 弘 |
| 総合政策グループリーダー | 榊 原 雅 彦 |
| 秘書人事グループリーダー | 杉 浦 崇 臣 |
| 総 務 部 長 | 内 田 徹 |
| 行政グループリーダー | 中 川 幸 紀 |
| 行政グループ主幹 | 久 世 直 子 |
| 財務グループリーダー | 竹 内 正 夫 |
| 財務グループ主幹 | 清 水 健 |
| 市 民 部 長 | 中 村 孝 徳 |
| 市民窓口グループリーダー | 内 藤 克 己 |
| 経済環境グループリーダー | 板 倉 宏 幸 |
| 経済環境グループ主幹 | 都 築 達 明 |
| 税務グループリーダー | 亀 井 勝 彦 |
| 福 祉 部 長 | 加 藤 一 志 |
| 地域福祉グループリーダー | 加 藤 直 |
| 介護障がいグループリーダー | 野 口 恒 夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野 口 真 樹 |
| 健康推進グループリーダー | 磯 村 和 志 |
| 健康推進グループ主幹 | 鈴 木 美 奈 子 |
| こども未来部長 | 木 村 忠 好 |
| 文化スポーツグループリーダー | 鈴 木 明 美 |
| 都 市 政 策 部 長 | 杉 浦 義 人 |
| 土木グループリーダー | 杉 浦 睦 彦 |
| 都市計画グループリーダー | 田 中 秀 彦 |
| 都市計画グループ主幹 | 島 口 靖 |
| 防災防犯グループリーダー | 神 谷 義 直 |
| 上下水道グループリーダー | 清 水 洋 己 |
| 学校経営グループ主幹 | 鈴 木 剛 |
| 監査委員事務局長 | 山 本 時 雄 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 岡 英 城 |
| 主 査 | 加 藤 定 |

主 査 神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、会議の途中において国の会計検査のために副市長初めグループリーダー等が入退席や席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

10番、杉浦辰夫議員。一つ、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」。以上、1問についての質問を許します。

10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります1、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」、（1）目標8「自然と都市機能が調和した都市空間をつくります」、（2）目標9「安全・安心が実感できるまちづくりを進めます。」について質問させていただきます。

それでは、目標8「自然と都市機能が調和した都市空間をつくります。」からお聞きします。

将来のまちのあり方を考え、その地域の将来像を含め、都市計画の見直しを進めよ。」「市民が安心して使用できる計画的なインフラやライフラインの整備に努めよ。」「都市空間においては自然と調和し、くつろぎと安らぎを与えられるまちづくりを進めよ。」です。

順にお聞きします。最初に、都市計画の見直しについてですが、全国的には少子高齢化、人口減少といった問題に直面してきている中、高浜市は好調なものづくり産業に支えられ、しばらくは人口も増加する予測となっておりますが、将来の都市計画はどのように考え、どのような計画

としていくのかお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、都市計画の見直し、将来の都市計画をどのように考えているかについてお答えをさせていただきます。

現在、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランの改定を上位計画である第7次総合計画の策定に合わせ進めています。今回の改定は、計画を10年として、学識経験を有する方などをお願いをして都市計画マスタープラン策定委員会、庁内の関係部署の調整を行うための策定部会で調整をしながら、令和3年度を目標に進めています。改定は、1つとして集約型都市構造の構築、2つとして安全・安心な都市づくり、3つとして持続可能な都市づくり、以上の3点にポイントを置いております。

1つ目の「集約型都市構造の構築」は、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度に基づき、本市の人口密度や生活利便性などを踏まえ、居住の誘導や市の拠点として位置づけるものなどについて記載することとしております。

次に2つ目「安全・安心な都市づくり」は、身近な避難所となる公園や公共施設の確保、防災拠点や緊急輸送道路、避難路等の維持保全による防災機能の向上、空き家対策の推進等、安全・安心な都市づくりについて、3つ目といたしまして、「持続可能な都市づくり」では、行政サービスのコストと住民ニーズ双方の観点から、長期的な視点に立って道路・下水道等の既存ストックの更新や長寿命化、公共公益施設（ハコモノ）の建てかえや統廃合など持続可能な都市づくりについて、それぞれ記載することとしております。

この2つの「安全・安心な都市づくり」「持続可能な都市づくり」では、都市施設の将来像と公共施設総合管理計画との整合性を図り、都市計画の方針として複合化や統合等による総量圧縮、長寿命化について検討する予定でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） それでは、今の答弁について、都市計画マスタープランの改定を進められるということですが、現行のマスタープランはいつ作成され、改定の運用はどのようにされていくかお聞きします。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） それでは、都市計画マスタープランの改定についてお答えいたします。

現行の計画は平成23年度に策定し、平成29年度に一部改定しております。

次に改定の運用ですが、これは国土交通省が定める都市計画運用指針にある「おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向を定め、おおむね10年後の将来予測を行った上で定めることが望ましい」に沿って実施しているところです。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

改定に当たって、市街化区域と市街化調整区域のバランスも重要だと思います。現状の面積割合についてはどのようになっているか、お願いします。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） 市街化区域と市街化調整区域の面積割合ですが、高浜市13.11平方キロメートルに対して市街化区域10.38平方キロメートルの79%、市街化調整区域は2.73平方キロメートルの21%となっております。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。当市は市域の約8割が市街化区域になっております。既に市街化を形成しているコンパクトなまちでもあります。人口の増加はしばらくは続く中、バランスのよい都市計画を進めていただきたいと思います。

続いて、まちづくりの骨格をなすインフラ、特に道路についてお聞きします。

現在、愛知県による国道419号及び247号の4車線化が順調に進んできているところでありますが、直近の整備状況についてお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 愛知県施工の道路整備状況、こちらについてお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、国道419号は刈谷市側より順次4車線化が進み、本年7月末に沢渡町地内の平松橋南交差点まで供用開始されたところでございます。247号につきましても、汐留橋から明石インターまでの区間について拡幅工事に着手しており、先行できる区間の4車線化の工事が順調に進んできております。残す区間は、国道419号が蛇抜高架橋、国道247号が汐留橋といった大規模な構造物を伴う区間への整備となっております。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で247号の拡幅の工事が順調であるということですが、現在、衣浦大橋の南の碧南方面の箇所の高架と平面が合流する部分で大変渋滞が多く発生しております。今後の渋滞緩和の見通しについてお聞きします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 国道247号の衣浦大橋南の碧南方面の合流部における渋滞緩和の見通しについてお答えいたします。

議員御指摘の箇所は、片側2車線から1車線へと減少していることによる渋滞と考えております。今後、片側2車線が碧南方面まで確保されれば、現在のような渋滞は緩和されるものと考え

ております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

続いて、私が何度か質問させていただいています市内の幹線道路、特に市道港線の整備状況について、改めてお聞きします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 市道港線の整備状況についてお答えいたします。

今年度は横浜橋南側工区、約210メートルのうち横浜橋より南側へ約40メートルの区間の工事を予定しております。工事内容といたしましては、平成23年度に横浜橋南東の歩道部、約40メートルの区間の設置が一部完了していることから、西側歩道の新設及び既設車道を含めた道路の改良工事を実施し、年度内には工事が完了する見込みとなっております。一部の区間ではありますが、視距が改良されるとともに、歩道設置に伴い歩行者の安全の確保が向上するものと考えております。残る南側工区約170メートルの区間におきましても、引き続き地権者の御理解、御協力を得ながら早期完成を目指し、用地確保に努めているところでございます。

また、田戸町交差点の横断歩道部については、歩行者待機場所がないことから待機場所の用地確保を優先的に進めており、この間につきましては、交差点南西の1角地の地権者の方の御協力により用地確保が今年度中に完了する見込みとなっております。

来年度以降につきましても、引き続き港線の視距改良事業を邁進し、当地区、当路線の利便性、交通安全の向上を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

既に骨格をなしている、今の港線以外の部分も含めて市内の幹線道路の保全についての考えをお聞きします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 幹線道路の保全状況についてお答えいたします。

本市の幹線道路の保全状況につきましては、舗装修繕計画に基づき、主に国道や県道を連絡する1級市道、その1級市道以上の道路を補完し、幹線道路網の形成に必要な2級市道を重点的かつ優先的に修繕を行っている状況でございます。

道路点検の状況につきましては、幹線道路であります1級市道4路線、約11キロメートル、2級市道14路線、約20キロメートル、総延長31キロメートルの舗装面のひび割れやわだち掘れなどを測定する路面性状調査を行い、その結果に基づき舗装修繕計画を策定しているところでござい

ます。特に舗装のひび割れやわだち掘れなど路面の損傷が著しい区間につきましては、計画的に舗装の修繕工事を行っているところでございます。

本年度は、2路線の修繕を予定しております。八幡町四丁目及び小池町五丁目地内の1級市道、碧南高浜線では、県道碧南高浜環状線と交差する八幡町四丁目信号交差点から北側へ約210メートルの区間と湯山町地内の2級市道、東山中部線では、国道419号と交差する湯山町信号交差点から東側へ約180メートルの区間の舗装の修繕を予定しております。

来年度以降につきましても引き続き計画的に舗装の修繕を進めていき、幹線道路の保全をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

舗装の修繕を計画的に進めるということですがけれども、道路を水道工事なりガス工事に伴ってカットして、その後補修ということで、道路が継ぎはぎだらけのような小規模な箇所についての修繕計画が入っているかどうかお願いします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 比較的小規模な舗装の修繕計画が取り込まれているかについてお答えいたします。

現在の修繕計画は、修繕が必要な一定規模のものを計画的に進めるため策定しているものでございます。議員御質問の小規模の舗装修繕につきましては、路面の劣化、損傷状況等を加味しながら、その都度舗装修繕を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

続いてライフラインである水道について、現在の整備状況をお聞きします。市民が安心して使用していくためには、既存の施設の適切なマネジメントが必要であると考えます。施設を管理する上で、保守点検についてはどのように進めているのかお聞きします。

○議長（北川広人） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） お答えいたします。

平成27年度より、指定避難所への配水管を耐震管に入れかえ強化する重要給水施設配水管布設事業を進めております。今年度は事業計画の最終年度であり、吉浜小学校までの工事を実施しております。完了いたしますと、指定避難所であります市内7つの全ての小・中学校に通ずる配水管の耐震化が完了いたします。しかしながら、本市の配水管全体の耐震化率については、平成30年度末で22.44%であり、今後も配水管の耐震化を鋭意進めてまいります。

また、来年度において効率的に実施できる下水道整備区域内の配水管の布設がえ工事を進めて

いくとともに、今年度に引き続き山中住宅地区、吉浜南部土地区画整備事業区域内の配水管の配水管布設がえ工事を予定しております。

既存施設の保守点検といたしましては、配水場の機器類については常時稼働状況の監視を行うとともに、定期的な点検を実施しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

続いて、下水道について現在の整備状況及び保守点検等についてお願いします。

○議長（北川広人） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） お答えいたします。

下水道事業ですが、昨年度より吉浜地区、明治用水の北側地区の汚水管の幹線工事に着手しております。今年度は、市道半城土吉浜線の幹線工事を実施しております。また、面整備工事につきましては、本郷町、豊田町、神明町、論地町地内にて行っており、供用開始に向け整備を進めております。来年度につきましては、幹線工事を引き続き行うとともに幹線整備箇所において汚水面整備工事を実施していく予定でございます。

既存施設の保守点検といたしまして、マンホールポンプなどの機器類については、常時作動状況の監視を行うとともに定期的な点検を実施しており、必要に応じ修繕・更新をしております。また、管路の点検につきましては、下水道マンホールの内部の状況を確認するために巡視点検等を実施しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

あと水道、下水道ともに市民が安心して使用できるよう、計画的なインフラ整備と施設の良好な機能を維持していくような保守点検についても適切に行っていただくようお願いします。

次に、自然と調和し、くつろぎと安らぎを創出するための空間として、稗田川の水辺の整備状況と今後の整備についてお聞きします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 稗田川の水辺の整備状況と今後の整備についてお答え申し上げます。

現在、稗田川の河川改修状況は、小橋と中根橋の区間約280メートルを愛知県により河道拡幅及び築堤の整備をいただいているところでございます。

河川改修に当たりましては、治水や河川利用との調和を図りつつ、地域住民や関係機関と連携し、自然環境の保全・再生、親水空間の創出、良好な景観の維持・形成、水質の改善に努めることを目標に自然環境に配慮した川づくりを推進すると伺っております。

本市といたしましては、昭和42年に架設された中根橋の老朽化が進んでいることから、河川改修、整備に合わせ橋のかけかえや鮫川の改修を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

この項目の最後の質問になりますが、同じく公園の整備状況と今後の整備についてお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 公園の整備状況と今後の整備についてということでございます。

現在、新たな公園を整備する計画が具体的にはないことから、既存の公園の施設保全及び遊具等の修繕・改築を行っているところでございます。

加えて公園施設につきましては、公園施設長寿命化計画を策定し、施設保全に努めているところでございます。

本年度の公園整備状況は、洲崎公園の老朽化した照明灯をLED照明器具に取りかえるとともに後世山公園の遊具の再配置を予定しております。遊具の更新に当たりましては、利用状況調査や利用者アンケートを行い、その結果に基づきニーズの高い滑り台、ブランコ等を組み合わせた複合遊具案を複数用意し、地元小学校である翼小学校児童全員による人気投票を行ったところでございます。投票結果を地域の翼まちづくり協議会、町内会、PTA、子供会等の代表の方たちと協議を行い、子供たちの意見を尊重し、今年度整備するブランコ、滑り台、うんてい等が一体となった複合遊具を整備することといたしております。

また、公園遊具の点検につきましては、専門業者にて行っておりますが、損傷が激しく倒壊等の恐れのある施設につきましては、随時使用禁止や撤去といった措置を行っているところでございます。今年度に入りましても蛇抜公園の藤棚、後世山公園のキック板、碧海公園では複合遊具の一部を緊急的に撤去させていただいております。いろいろな施設、遊具等の老朽化が進み修理等では対応できないものにつきましては、改築更新が必要となってまいります。

今後必要となります施設の更新や再配置等につきましては、財政状況を考慮するとともに公園利用者、地域の方々の意見等を取り入れながら計画的に行っていくとともに、あわせてまちづくり協議会、NPOなどの方々と連携した維持管理に努め、安全で安心な公園を目指すとともに公園設置のテーマであります自然と調和し、くつろぎと安らぎを創出するための空間づくり、こちらに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございました。

将来を見据えた都市計画の見直しでは、都市計画の方針として複合化や統合等による総量圧縮、

長寿命化について検討する予定とのこと。また、都市計画マスタープランの改定を進めるに当たって、将来人口も予定より早く目標をオーバーする中、地域別構想を含め将来土地利用の見直しをお願いします。

それでは続きまして、(2)目標9「安全・安心が実感できるまちづくりを進めます。」について伺います。

市政クラブの政策提言では、『各地で発災している災害の状況を踏まえ、想定される災害に市民が対応できるよう地域と連携し、地域固有の課題を抽出し対処せよ。また、市民の自主的な防災・減災活動を後ろ盾する「自助、共助条例の制定」を進めよ。防犯や交通安全対策では、警察や地域と密に連携し、市民には、「自分の身は自分で守る」という意識づけを持たせよ。「高浜市空家等対策計画」をもとに適正な管理が行われていない空き家に対し適切な処置を行え。』としております。

「自助、共助条例の制定」に関しましては、昨日の鈴木勝彦議員の一般質問で触れられておりますので、私からの一般質問では、それ以外の防災対策、防犯・交通安全対策、空き家対策等についてお聞きします。

最初に、防災対策についてです。10月の台風19号では関東地方、甲信地方、東北地方など記録的な大雨となり、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。近年、地球温暖化などの影響による台風の大型化やゲリラ豪雨の発生、また、この地域では南海トラフ巨大地震の発生も危惧されております。大規模な風水害や地震災害の発生は、日本全国どこで発生してもおかしくない状況であると言えます。

自然災害の発生を防ぐことは誰にもできません。しかし、日ごろから市民の生命や財産を守るため、市民一人一人の防災意識を高め、各種の防災・減災対策に取り組む中で被害を最小限に抑止することはできます。その取り組みを推進するために重要となるのが、自身や家族が主体となる自助の取り組み、近隣住民など地域が主体となる共助の取り組みであります。行政が行う公助の取り組みを推進することは当然であります。これまでの災害を振り返っても、規模が大きくなるほど公助には限界があり、特に初動時においては自助、共助の取り組みが重要となります。日ごろから、これらの考えに基づく防災・減災対策に取り組んでおくことが被害を最小限に抑え、市民の生命、財産を守ることに繋がります。

そこで最初の質問です。市民や地域の防災力を高めるため、現在取り組んでいる対策についてお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 市民や地域の防災力を高めるための取り組み状況でございますが、本市では、毎年防災週間に合わせ実施しております高浜市総合防災訓練に加え、これまで防災ネットワークきずこう会の取り組みとして、全国各地の被災地で災害支援に従事している認定NPO法人

と連携を図りながら、地域防災リーダーの養成、津波避難訓練、外国人向け防災訓練、事業者や要配慮者の家族を対象とした防災勉強会などを実施しております。

ほかにも、さきの9月定例会の小嶋議員の一般質問でもお答えしておりますが、本年6月より堤外地を初めとする4種類の災害リスク別専用メールの新たな配信、8月1日号広報において「高浜市の防災情報等に関するご案内」と題した防災防犯グループのホームページで公表している各種情報をまとめたチラシを全世帯に配布するなど、防災情報に関する市民への周知、理解の促進に努める中で、自助、共助の取り組みの推進に努めているところでございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。今の御答弁で現状の取り組みはわかりました。

あと自助、共助を推進するために今後予定されている新たな取り組みがあればお願いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 今後の取り組みでございしますが、防災ネットきずこう会の新たな取り組みの一つとしまして、本年度に「みんなで考える避難所づくり」と題した検討会の開催を予定しております。また、令和2年度には新たな災害リスク別専用メールの構築、こちらもさきの9月定例会の小嶋議員の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、新たな防災マップの作成を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今、3点ほど新たな取り組みについて答弁がありました。現段階で答弁いただける範囲で構いませんので、順に詳細をお聞きしたいと思います。

最初に、「みんなで考える避難所づくり」ですが、初めに、本検討会を実施するに至った経緯についてお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 検討会を実施するに至った経緯でございます。本年4月に高浜市避難所運営マニュアルを改訂いたしました。このマニュアルは、過去の被災地での課題を生かしながら避難所運営に当たっての必要事項を時系列でまとめております。しかしながら、体育館の通路の確保の方法、受付、要配慮者スペース、更衣室等の設置方法や場所決め、資機材の搬入や設置の手順、また体育館の収容人数を超える避難者が来た場合の校舎内の利用優先度など、避難状況、避難所の環境は個々により異なります。異なる避難所環境に適した手順、手法、使い方等を具現化いたしまして、初めてマニュアルが実効性あるものになると考えております。

避難所運営は行政職員もかかわりますが、避難してきた市民が主体となった運営が基本となります。マニュアルを具現化することで避難所のスムーズな開設、安定した運営につながってまい

ります。そのためには平常時より関係者で顔の見える関係を構築し、役割も含め、みんなで一定の手順やルールを決めておくことが重要となります。以上を踏まえまして、避難所運営にかかわることが想定される関係者で検討会を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

では、検討会の回数と進め方についてお聞きします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 検討会でございますが、来年3月までに3回の開催を予定しております。アドバイザーとしまして、先ほど申しましたこれまで全国の被災地で避難所支援に携わっており、本市とこれまで協働で地域防災の推進に取り組んでいる認定NPO法人レスキューストックヤードの浦野愛氏に御参加いただきまして、御自身の経験を踏まえた助言などをいただく中で進めてまいりたいと考えております。

具体的には、事前に関係者で取り決めておくべき避難所開設の初動時の手順書の作成、屋内・屋外のレイアウト決めを中心に進めていく予定でございます。また、決定した手順書やレイアウトは、高浜市避難所運営マニュアルの個別マニュアルとして位置づけ、次年度の総合防災訓練等で活用する中で、今後必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、検討会ほどの避難所を想定して実施していくのかお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 本年度につきましては、吉浜小学校区で実施したいと考えております。具体的には、吉浜小学校の体育館、校舎、グラウンド、吉浜公民館及び駐車場の活用について検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

吉浜小学校区で実施していくということですが、ほかの学区での実施は今後どのように考えているのか、また、なぜ最初に吉浜小学校を選んだのかお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初に、他の学区での実施につきましては、本年度の吉浜小学校区での取り組みをベースに次年度以降に順に横展開を図っていく予定でございます。また今回、吉

浜小学校区を選定した理由でございますが、吉浜小学校区では、これまでも総合防災訓練等で避難所運営を主に訓練を実施されておりました、吉浜まちづくり協議会の防災グループ会議におきましても避難所に関する話題になることが多い状況でございました。加えまして、吉浜小学校と吉浜公民館は隣接しておりました、一体的な取り組みが可能であったこともあり、本年度につきましては吉浜小学校を選定しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、検討会に参加されるメンバーについてお聞きします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 検討会の参加メンバーでございますが、吉浜小学校区の町内会の方及び民生委員、吉浜まちづくり協議会、吉浜小学校の関係者、市役所の施設班、学校班及び総括班の職員、日赤奉仕団、婦人の会、高浜市障害者自立支援協議会防災部会、高浜の防災を考える市民の会、応急危険度判定士など約30名を予定しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

あと、避難所に対する取り組みは防災対策を進める上で極めて重要であります。市民が主体となり運営している避難所はトラブルも少ないとお聞きしたことがあります。これは、私たち総務建設委員会が8月6日に視察に行かせていただいた呉市のほうからちょっと話があったあれなんです、避難所に来た住民がお客になっていたという、そういう状態ではなく市民主体となった運営をしていくことが望ましいと思われま。

また、避難所は自助、共助の考えを理解している避難者が多いほどスムーズな運営につながる。今後の取り組みを期待しております。

次に、2点目の防災リスク別専用メールについて伺います。さきの9月定例会の小嶋克文議員の一般質問でも答弁がありましたが、本年6月より「稗田川洪水」「堤外地」「土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所」「沿岸部企業」の4種類の専用メールの配信を開始されております。先ほどの答弁で、令和2年度に新たな災害リスク別専用メールを構築するとの発言がありました。具体的な内容についてお聞きします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 従来の全市民を対象とする防災メールに加えまして、御質問にもありましており本年6月より稗田町三丁目と向山町一丁目を対象とする「稗田川洪水」、碧海町五丁目を対象とする「堤外地」、青木町、春日町、碧海町の一部を対象とする「土砂災害警戒

区域・急傾斜地崩壊危険個所」、沿岸部の企業を対象とする「沿岸部企業」の4種類の専用メールの配信を開始しております。本年8月の台風10号、10月の台風19号接近の際には、車両の移動等に関する専用メールを配信させていただいたところでございます。

お尋ねの次年度の専用メールでございますが、現時点での予定ではございますが、これまでの浸水実績などを踏まえ、八幡町及び屋敷町の名鉄三河線沿線の地域を対象に新たな災害リスク別専用メールを構築していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、全市民を対象とする防災メールと災害リスク別専用メールの登録者数がわかりましたらお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初に、全市民を対象とします防災メールの登録状況でございますが、本年10月末現在の状況で申しますと約4,000件でございます。また、特定の地域を対象とします災害リスク別専用メールにつきましては、稗田川洪水が132件で登録率が26.2%、堤外地が17件で登録率が18.7%、土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険個所が32件で登録率18.3%、沿岸部企業が27件で登録率96.4%となっております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。災害リスクがある地域にお住まいの市民に対し、その実情に即した情報を速やかに伝達することは、生命や財産を守ることに繋がります。今後もさまざまな情報ツールを活用して、市民への迅速な情報提供をお願いしたいと思います。

次に、3点目の防災マップについて伺います。

最初に、新たに作成する防災マップの市民への周知方法についてお聞きします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 新たな防災マップにつきましては、現時点での予定ではございますが、来年度、令和2年度に作成を進めまして令和3年の出水期前の5月までに全世帯に配布するとともに、高浜市公式ホームページ等で閲覧・出力できるように今後準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、新たな防災マップの構成についてお伺いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 防災マップの構成でございますが、こちらも現時点での予定となりますが、これまで国や愛知県から公表されました被害想定及び本年度公表予定の被害想定に基づきまして、5種類の災害リスクに対しまして新たな防災マップを作成したいというふうに考えております。具体的に申しますと、矢作川・稗田川洪水、土砂災害、津波、震度分布、液状化でございます。

なお、今申し上げました災害リスクの一部は、本市が平成27年3月に作成しました高浜市地震防災マップの被害想定と重複するものもございます。災害対策基本法の改正もございまして、現在では指定緊急避難場所を洪水、崖崩れ、津波、地震といった災害種別ごとに指定するなど、避難所の区分が明確化されております。市民の皆様への適切な避難行動につなげるためにも、災害リスクごとに異なる指定緊急避難場所などをマップ上に明記した新たな防災マップを作成していきたいというふうに考えております。

また、近年の風水害等の状況を鑑み、今後も新たな被害想定が公表される予定がございます。平成26年度に作成した高浜市地震防災マップは冊子タイプでございましたが、今回予定しているマップは、表紙を兼ねたポケットの中に災害リスクごとの防災マップを個別保管できる構成を考えております。これにより、今後新たな被害想定公表等に基づき、防災マップを追加・更新する際には関係するマップのみの作成・更新で済みます。市民の皆様も常に最新のマップを保管することができ、財政面も含め効果が高いと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。今の答弁の中で5種類の災害リスクに対して防災マップを作成していくということですが、その中に高潮が入っていませんが、どのようなことで入っていないかお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 御質問の高潮でございますが、愛知県が平成26年11月に被害想定を公表しておりますが、現在、令和3年度の新たな被害想定公表に向け作業が進められております。本市におきましては、この被害想定公表を受けまして、令和4年度以降に高潮の防災マップを作成していきたいというふうに考えております。

なお、その間に現在公表されております被害想定を高浜市公式ホームページに掲載したり、窓口紙媒体の被害想定を設置するとともに災害リスク別専用メールの活用ですとか、必要に応じて堤外地等にお住まいの市民に配布をするなど、高潮リスクに対する周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

答弁にありました災害リスク別専用メールの活用や堤外地にお住まいの住民などに対し積極的な周知、意識啓発をお願いしたいと思います。防災対策に関する現状と新たな取り組みについて伺いましたが、これらを推進するためには自助、共助の取り組みが欠かせません。

では次に、防犯・交通安全対策についてお聞きします。

最初に、現在の取り組み状況についてお願いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 防犯・交通安全対策の現在の取り組み状況でございますが、警察や関係団体等と連携を図りながらパトロール活動や街頭活動を初めとするソフト対策、防犯灯、防犯カメラ、カーブミラーの設置を初めとするハード対策等に取り組む中で、犯罪や交通事故の抑止に努めております。また、犯罪や交通事故から御自身や家族の身を守り、市民一人一人の防災・交通安全意識の高揚を図るには、まずは地域で起こっている犯罪や交通事故の状況や傾向を知ることが重要となります。愛知県警が実施をしておりますメールマガジン「パトネットあいち」への登録促進を図るとともに、緊急を要する場合は高浜市防災メールも活用するなど迅速な情報提供に努める中で、政策提言にもございます「自分の身は自分で守る」という意識づけの推進にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

では次に、防犯や交通安全対策を推進するために今後予定されている新たな取り組みをお願いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 今後の新たな取り組みでございますが、昨日の小嶋議員の一般質問でも御答弁させていただきましたが、令和2年度より高齢ドライバーを対象に後付け急発進等抑制装置の設置費に対する補助制度の検討を進めております。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が全国各地で発生しております。警察を初めとする関係機関と連携し、運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を推進しておりますが、一方で自分は大丈夫と思っている高齢ドライバーも多いのが実情でございます。超高齢化社会を迎え、今後も高齢ドライバーの増加が見込まれる中、悲惨な交通事故を防ぐためにも啓発活動などを通して、運転免許証の自主返納の促進、運転マナーの向上などに努めるとともに、後付け急発進等抑制装置の設置などによるハード対策の推進にも努める中で、高齢ドライバーが安全で安心して運転できる環境を整備していく必要があると考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） 後付け急発進等抑制装置の補助制度を検討していくという答弁でした。検討を進める中で、市民の皆様への周知はどのように進めていくのか予定をお願いいたします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 補助制度の市民の皆様への周知方法でございますが、広報たかはまや高浜市公式ホームページ等への掲載に加えまして、高齢者が集まるイベントなども積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

令和2年4月でございますが、春の交通安全市民運動が始まる予定となっております。運動期間中の行事の一つとしまして、例年、高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会を実施しております。この大会には毎年200名近い高齢者の皆様に参加されております。令和2年度におきましても実施予定となっております。このような機会を活用しまして、運転免許証の自主返納の促進とあわせまして、本補助制度の活用につきましても周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

新たな取り組みとして、高齢ドライバーへの後付け急発進等抑制装置の補助制度に関する答弁がありました。答弁の中にもありましたが、自分は大丈夫と思っている高齢ドライバーも多くみえると思います。池袋のような悲惨な交通事故をなくすためにも、本制度の実施により高齢ドライバーによる交通事故が1件でも減ることを願っております。また、防犯や交通安全対策には特効薬がないのが実情だと思います。今後も警察を初めとする関係機関やまちづくり協議会を初めとする地域団体等とも連携を図りながら、各種対策に地道に取り組む中で防犯・交通安全対策の推進に努めていただくようお願いいたします。

続いて、空き家対策ですが、さきの8月6日、総務建設委員会の議会行政視察に江田島へ空き家対策の取り組み視察に行ってまいりました。江田島市は瀬戸内海に位置し、海の交通を使って広島市や呉市へ渡るといった地理的な要因もあります。既に空き家の問題が顕著化してきて、さまざまな取り組みが行われていました。その取り組みは、1、総合的対策・啓発、2、発生抑制、3、適正管理、4、活用、5、除却・跡地利用の5項目でまとまっており、中でも市が行っている補助制度で少し変わった取り組みで、空き家の活用を促進するために市内在住者が空き家をDIYして利活用するため、DIYに用いる工具や材料の購入に補助、特定空き家を活用して市内の起業、地域特産ブランド化等の起業支援補助、子育て世代限定の空き家居住への補助など、さまざまな工夫が見られたのが印象的でありました。

そこでお聞きします。高浜市は江田島市のように空き家が大きな社会問題にはなっておりませんが、昨年度末に高浜市空き家等対策計画が策定され、計画に基づきいろいろな取り組みが進められているところではないでしょうか。それでは、これまでの取り組みとこれからの予定について

お聞きします。

○議長（北川広人） 都市計画グループ。

○都市計画G（田中秀彦） お答えいたします。

当市の空き家対策のこれまでの取り組みですが、昨年度に空家等対策計画を策定して、その計画の推進を進めているところでございます。具体には、1、空家等の管理不全を防ぐ所有者等による適切な管理の促進、2、空家等及びその跡地の積極的な利活用の促進、3、地域の環境に悪影響を及ぼす空家等の除去の促進の3つについて取り組んでおります。中でも2番目の空家の積極的な利活用の促進に向け、所有者への管理不全の空き家をふやさないためのセミナーの開催、啓発パンフレットの作成を進めているところでございます。

令和2年度は、3番目の空家等の除去の促進の取り組みとして、仮称でございますが、空き家等の管理条例の制定を早ければ9月議会上程をめどに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今の答弁で、高浜市は3つの柱で空き家の取り組みを進めていて、空き家所有者への空き家の危険性など周知する取り組みがなされていることがわかりました。また、今後は空き家に関する条例の制定も検討中とのことですが、江田島市の取り組みにもありました空き家への補助制度について、近隣市では空き家の除却に対して補助金を交付しているようですが、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 空き家等の除却に対する補助についてお答えをさせていただきます。

議員の御質問にもありました近隣市での空き家除却の補助は、各市で取り組みの検討がなされ、家屋の解体の工事費に上限を定め補助するなど行われているとお聞きしております。昨年度の空き家所有者へのアンケートでは、解体除却に関する問題点の質問に対して、「解体して更地にすることで固定資産税が上がる」、「解体費用の支出が困難」の回答が半数を占め、市に望む支援策といたしましては、「利活用や解体除却に対する金銭的な補助」が最も多い結果でございました。しかしながら、空き家は個人の資産であり、その個人資産への税の投入は今後の検討課題といたしまして、学識経験者を交えた協議会において協議していく考えでございますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） ありがとうございました。

最後になります。防災・減災対策において近年の台風の大型化やゲリラ豪雨の発生、また南海

トラフ地震の発生が危惧されている中、この地方には大きな被害が出ていませんが、いつ来ても被害を最小限に抑止できるよう取り組むようにお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時52分休憩

午前11時5分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、荒川義孝議員。一つ、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」。以上、1問についての質問を許します。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 皆様こんにちは。それでは、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」、一問一答にて質問をさせていただきます。

第6次総合計画アクションプランの中に、目標3として「学び・文化・スポーツの輪を広げ、まちのチカラを育みます。」と掲げられ、私ども市政クラブの政策提言の中にも「市民の健やかな心と体づくりのために生涯スポーツを通して市民交流や人材育成を促進せよ。」とした内容を盛り込んでおりますので、スポーツ振興に焦点を当ててお伺いしていきます。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツ基本法の前文はこの言葉から始まります。この法律は、スポーツの基本理念を定め、国及び地方自治体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。スポーツには壮快感や達成感などの精神的な充足感や楽しさ、喜びを与えてくれます。そして、心身の健全な発達、健康や体力の保持・増進を得ることにとどまらず、地域の活性化や地域の魅力づくりに寄与する力があります。

スポーツを通じた交流や触れ合いを図ることによりコミュニケーション能力、助け合い、協調の意識の醸成や青少年の健全育成や共生社会の実現につながるものと考えております。さらには、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックが契機となってスポーツに対する注目度が増し、市民の皆様の興味や関心が自然と高まり、行動や考え方が変化し、スポーツ振興を行う条件が大きく変わっていくことと思います。ラグビーワールドカップでの日本選手の活躍が、ラグビーというスポーツの価値観や高い精神性に国民が感動し大きな共感を得ました。スポーツは力を与えてくれます。

現在、本市においてはスポーツの持つ多様な力や効果を通じて生涯スポーツ推進事業が実施されておりますが、スポーツ振興について、本市としての理念を教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 本市におけるスポーツ振興の基本的な考え方でございますが、国においては、スポーツを行う目的の多様化や地域におけるスポーツクラブの成長、プロスポーツの発展などスポーツをめぐる状況の変化等を踏まえ、平成23年にスポーツ推進に関する基本理念等を定めたスポーツ基本法を制定いたしました。

本市においても、その基本理念を尊重し、特に生涯スポーツや地域スポーツに重点を置いております。第6次高浜市総合計画後期基本計画では、市民、地域、関係機関、事業者と連携し、スポーツ、レクリエーションを通して市民同士が個々の力を高め合うとともに相互のつながりを深めていくこと、いつでも、誰でも、どこでも、いつまでも気楽に楽しめるスポーツ等を活発にしていくことが大切であるという考え方を示し、スポーツ等の機会創出や市民交流の場の充実、培ってきた知識、経験、技術を指導や普及推進など他者や地域のために発揮していただけるよう取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域総合スポーツクラブであるNPOたかはまスポーツクラブ、14種目の競技団体に構成する高浜市スポーツ協会、スポーツの実技指導や普及活動を行うスポーツ推進委員、レガッタの普及振興を担っている高浜スポーツクラブなど、多様な主体と連携・協力しながらスポーツ振興に取り組んでいるところでございます。（訂正後述あり）

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

スポーツ機会の創出や市民交流の場の充実、指導者や普及推進、多様な主体との連携・協力といったキーワードが挙げられました。そこで、それらのキーワードについて、視点を変えて取り組みを確認させていただきます。

全ての人がスポーツに対し「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形でのかかわり方がありますが、本市においては、それぞれどのような取り組みがあるか教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、スポーツに対して「する」「みる」「ささえる」といったさまざまなかかわり方があるという御質問でございましたが、本市ではスポーツをするということにつきましては、例えば各競技団体やサークル等における練習活動や大会参加、体験会や教室、講座への参加といった個人や団体による活動といったところが挙げられます。

次に、観るといった点につきましては、例えば大会や試合を現場や放送等で観戦する、マラソンや駅伝を沿道で応援するといったことがあるかと思えます。

それから支える、育てるといった点につきましては、物と人の両面がございます。例えばスポーツ活動環境の整備や維持管理、指導者や審判の養成、団体運営や大会運営等に係るボランティア、補助金や奨励金などによる活動支援、そういったことが挙げられるかと思えます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） すみません、先ほどの私の答弁の中で、レガッタの普及振興を担っている高浜スポーツクラブと言ったようですが、高浜ボートクラブということで訂正させていただきます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

「する」という取り組みの中で、参加を支援する取り組みが主となっているようです。いつでも、誰でも、どこでもかかわることができるよう参加機会を提供する講習会、教室などの活動プログラムなどの内容について詳しく教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 活動プログラムの一例でございますが、NPOたかはまスポーツクラブでは、子供からお年寄りまで、また初心者からトップレベルの競技者まで、そして楽しみ志向の方から競技志向の方まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれの年齢、興味・関心、体力、技能レベルに応じて参加できる教室等が企画・開催されております。

例えば今年度で言いますとレクドッジボール、親子ソフトバレー、太極拳、ヨガ、体力アップ、ジョギング、スポーツ吹き矢、ヒップホップダンスなど23教室が行われております。このほか、いきいき広場内のマシンスタジオの運営のほうも受託されておりますけれども、エアロビクスですとかリズム体操、ヨガサイズなどの教室を行いまして、健康維持や増進に寄与する取り組みが行われております。

ほかに、春と秋にあるけあるけの行事、初日祈願ウォーキングといった行事のほか、鬼みちまつりにおいてストラックアウトなど、ゲームを通してスポーツへの関心喚起などにも取り組んでおられます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。参加者のレベル及び志向、また参加者の属性に応じて多岐にわたり活動プログラムが実施されていることがよくわかりました。

市民の皆様がスポーツ活動を継続するためには、活動プログラムや競技などの指導者、そして運営を支援するボランティアなど支える人材が必要であります。

そこで、本市における指導者の養成と確保についての取り組みを教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 指導者の育成と確保についてでございますが、先ほど答弁いたしましたたかはまスポーツクラブの教室におきましては、スポーツ推進委員やスポーツ協会の方、スポーツクラブの役員さんや会員同士のつながりの中で指導者の掘り起こしが行われております。

また養成という点でいきますと、先般、マシンスタジオの指導者について養成講座を行って人

材確保や技能の向上に努められておると伺っております。

それからスポーツ協会では、加盟している各競技団体におきまして指導者の掘り起こしや指導者講習会、審判研修会などが行われておりますが、こうしたスポーツ指導に関する公的な資格の取得に要した費用について、スポーツ協会からの助成ということも行っております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

指導者の養成や掘り起こしに御尽力されていることがよくわかりました。ただ、どんな指導者がいて何を教えてくれるのか、スポーツ協会などと連携し、市民の皆様に情報提供をいただくと、市民の皆様の活動の幅も広がりますとともにネットワークも拡大し、新たな指導者も発掘できるかと思えます。

あわせて提案でございますが、競技や分野を超えて指導者やコーチが一堂に会し、技術や考え方を教え合ったり提供し合ったりする交流会や、あるいは運動生理学、バイオメカニクスなどの学ぶ講習会を開催していただけますと新しいものも生まれるかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、同じ指導される立場であります、種目に特化せず地域スポーツの活性化のため身近な立場の推進役となるスポーツ推進委員の役割と取り組みについて教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） スポーツ推進委員は、市民の皆様に対するスポーツの実技の指導や助言、それからスポーツ団体の行うスポーツ行事や事業への協力を行うことを役割とした非常勤特別職員でございます、現在30代から80代の方まで25名の委員さんがいらっしゃいます。

具体的にはシティマラソンや市民レガッタ、それから体力測定会といった市が主体となって実施しますスポーツ行事への協力ですとか、公民館の文化祭や運動会といった地域行事への協力、それからニュースポーツの体験会などのスポーツ普及や振興、そういったことに努められております。そのほかにも実技研修会にも参加され、知識・技能の習得に向けて研さんを積まれまして、市民の皆様方へのスポーツ指導に生かしていただいております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

スポーツ推進委員の皆様はスポーツ振興全体の縁の下の力持ちとして、市のスポーツを支えてくださってみえます。スポーツ振興に関し持っている知識、特技、体験などを地域や社会活動に生かしている人の割合を重要業績指標としておられますが、どのような観点から用いていますか。また、割合が高くなるにつれてどのような効果があるか教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 本市では、スポーツを含めた生涯学習について、趣味、余暇、

娯楽といった自分のための活動にとどまることなく、教える、発表する、活動するなど社会の中でさまざまな形で生かしていくことによって、人と人とのつながりや生きがい・やりがいが育まれ、もっと知りたい、何かやってみたい、誰かの役に立ちたい、住んでいるまちをよりよくしたいといった学びの好奇心や意欲の向上、まちへの愛着、誇りの醸成、まちづくりへの参加・参画の裾野の広がりといった循環が生まれていくことを目指しており、その進捗度合いを把握するため、本指標を設定しております。

スポーツであれば、例えば子供のころに指導者から指導を受け、地域の方々に囲まれ支えを受けながら練習や大会に参加するという体験を重ねることで、大人になったときに子供のために汗を流そう、まちのために一肌脱ごうといった動きにつながり、その割合が高まるほど次世代のスポーツ活動の担い手が育まれているものと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。スポーツは、やはり多様な力を持っていることがよくわかりました。指導者からの教えを受け継ぎ、さらに高め、次の世代へと伝えていく縦の連携は、スポーツを振興し地域を活性化していく上で好循環を生み出していくことと思います。

また、人と人、地域、学校、企業、チームあるいは行政、スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、学校などが横の連携を図ることにより、誰もがスポーツを通じて触れ合い、交流の促進が期待できると思いますが、どのような取り組みを行っていますか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） さまざまな主体との連携ということで一例を申し上げますと、高浜シティマラソンがございます。ランナーだけで市内外から2,000人以上、応援の方なども含めると相当大勢の人数が参加されます市の一大スポーツイベントでございます。スポーツを「する」「みる」「ささえる」全ての要素が詰まっております。

それぞれの主体の主な取り組みといたしましては、行政では警察など行政関係者との連絡調整や交通規制等大会全般に係る広報活動を担っております。たかはまスポーツクラブでは主管として大会運営全般にわたる市民や企業等関係団体との連絡調整や参加者募集、それからスポーツ協会では大会の運営支援や沿道での応援あるいは会員の皆さんがレースに参加される。学校では会場の提供や児童・生徒のレース参加、ボランティア部の生徒の皆さんのスタッフの参加、地元企業では協賛金により大会運営を協力する。また観光協会では選手へのみそ汁の振る舞いや出張オニマルシェを行っておもてなしで大会を支える、そのような取り組みが行われております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

「する」「みる」「ささえる」を体現する具体的な取り組みを御紹介いただき、長年積み重ねてこられた成果だと思っております。今後は事業を実施するスタンスから、事業から新しいものを生み

出すといった成果も期待しております。

スポーツを取り巻く環境も変わってきておりますし、また、さらに変わっていくことと思いません。例えばスポーツができる多様な場を創出、地域スポーツ施設の充実等とともにスポーツによる地域活性化に取り組むスポーツコミッション、佐賀県唐津市と大相撲鳴門部屋の相撲を通じた地域活性化や子供の競技力向上などに向けて連携する総合交流宣言など、新たな取り組みを積極的に行う自治体もありますが、本市はどのように考えますか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ただいま御質問の中でスポーツコミッションや唐津市の事例を御紹介いただきましたが、いずれもスポーツを通じた地域活性化ですとかスポーツを核とした多方面の交流を狙いとしているものだと思います。本市におきましては、本年8月にBリーグ所属のプロバスケットボールチームでありますシーホース三河と地域活性化に向けた連携協力に関する協定を締結いたしました。本市の観光物産や伝統文化や産業、人といった地域資源とシーホース三河が有するプロスポーツ興業というマーケットや発信力、スポーツによって夢を与える力という強みを生かし、お互いに連携協力することで相互の持続的な発展を目指しております。

7月には高浜高校の生徒や市内小学校6年生を対象としましたバスケットボールクリニックが開催されたほか、10月にはホームゲームの場におきまして、高浜高校の生徒がタツヲ焼きを販売したり、また将来的にはその収益で高浜市の子供たちを試合への招待を目指していきたい、そんなような取り組みが始まったところでございます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。大変すばらしい取り組みであります、詳しい内容を知らない市民の方もみえると思いますので、ぜひともPRをお願いいたします。

さきの9月議会でお話をさせていただきました地域資源を生かし、人を育て、産業が活性化する。人を呼び込みまちを活性化させる。その成果として住民の皆様に郷土に誇りと愛着を持っていただくことにつながっていると思います。スポーツも重要な地域資源として人づくり、地域づくりへ大いなる可能性を秘めていると思いますので、さらなる連携を生み出すことに期待をしております。

さて、地域でスポーツ施設等を借りて専門的に取り組んでいる団体の皆様もみえますが、個人で気軽にキャッチボールをしたい、専門スポーツの自主トレをしたいとなると、スポーツ施設を予約してとなるととても敷居が高いようです。そして、子供たちが遊ぶ公園では危険が伴うため難しいようです。市民の皆様が身近で気軽に行うスポーツ環境についてのお考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） グラウンドの中でも高浜芳川緑地の多目的広場につきましては、

占用で利用していただく場合には申請をしていただいで使用料をお支払いいただく必要がございますが、特に占用利用がない日時につきましては、どなたでも自由にお使いいただける空間になっており、使用料をお支払いいただくといった必要もございません。親子でボール遊びをしたりですとか、ランニングをする姿というのもたびたび目にしておりますので、ぜひとも高浜芳川緑地多目的広場を御活用いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。芳川緑地の利用を積極的にPRいただきますようお願いいたしますとともに、その他のグラウンド等については、管理の問題もあるかとは思いますが、占用利用がない時間帯については、芳川緑地同様の利用を御検討いただきますようお願いいたします。

市民の皆様が自発的に楽しく取り組むため施設等のサービスも重要でございますが、あわせて現在スポーツをしてみえない方々、スポーツに対し興味や関心を持ち、スポーツ活動に参加できるようなきっかけづくりとスポーツ人口の拡大についての取り組みについて教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） スポーツを始めるきっかけづくりやスポーツ人口の拡大に向けての取り組みの一例でございますが、スポーツ推進委員が主体となってノルディックウォーキングやファミリーバドミントンなどのニュースポーツの体験会が企画・実施されております。また、健康自生地に認定されている取り組みといたしまして、健康体操、ストレッチ、スポーツ吹き矢、ラダーゲッターなどがございまして、介護予防やニュースポーツを通した健康づくり、仲間づくりが広がっております。

スポーツ庁が実施しましたスポーツの実施状況等に関する世論調査によれば、友人・知人、同僚、家族など身近な人から誘われたことをきっかけに運動やスポーツを始める人というのが4割近くいるといった、そういったデータもございます。知り合いから声をかけられる、またその後習慣化していくためには楽しさや健康効果を実感できる、そういったことも大切であると考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

さまざまな団体が連携し、市民の皆様がそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツにかかわることができるよう普及に努めていることがよくわかりました。

そこで、幼児期からの運動・スポーツ活動の基盤づくり、青少年期の運動・スポーツ活動の推進について、成年期から高齢期までのライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進についてのお考えを教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、乳幼児や青少年など子供世代については、幼稚園、保育園等での運動遊びや学校体育や部活動による体力の向上、子供会など地域行事を通じたレクリエーション、たかはまスポーツクラブによる子供向け教室、スポーツ少年団など各競技団体における競技を通じた体力・競技力の向上などが行われております。昔に比べて外遊び機会が減少しており、スポーツ環境や機会の創出が重要となっております。運動遊びも含めた身体活動は基本的な動きを身につけるだけでなく、心身の健全な発育、発達を促し、生涯にわたって健康を維持し、積極的にスポーツ活動に取り組み、豊かな人生を送る上での基盤づくりともなります。そのため体を動かすことの楽しさを感じる機会の充実を図ることが大切であるというふうに考えております。

次に、青年期から壮年期についてでございますが、生活習慣病の予防や心身の健康保持など将来的な健康寿命の延伸に向けて重要な意味を持っております。しかし、スポーツに対する興味・関心、ライフスタイルは多様でありまして、特に働き盛り、子育て世代につきましては仕事や家事・育児が忙しく、関心がないとなかなか取り組むきっかけがないという声も聞かれます。子供の活動を通じたスポーツ、レクリエーション体験機会、PTAや町内会、公民館、まちづくり協議会など地域行事を通じた参加機会などによりましてスポーツへの興味・関心を喚起し、スポーツの楽しさや健康づくりの効果を実感できる機会を持つということが大切であるというふうに考えております。

最後にシニア世代につきましては、いつまでも住みなれたまちで健康に暮らし続けることができるよう健康保持や介護予防のため日常的な運動、外出習慣を身につける、スポーツ等を通じた地域活動への参加や生きがいづくり、社会との接点を持てるようにすることが重要であります。そのためには、できるだけ身近な場所で参加できることが大切であるというふうに考えております。そのため、先ほど答弁いたしました各団体における各種講座や体験会のほか、健康自生地、ホコタッチ、たかはま健康チャレンジなどの取り組みにより、健康づくり活動への参加を促す取り組みを行っております。

○議長（北川広人） 荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、障がいをお持ちの方々の運動、スポーツ活動の推進についてのお考えを教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進についてでございますけれども、本市の特徴的な取り組みといたしまして、平成24年度から社会福祉協議会が中心となってボッチャの普及に取り組んでおります。ボッチャは、パラリンピックの種目にも採用さ

れておりますが、子供からお年寄りまで、また障がいやスポーツ経験の有無にかかわらず、どなたでも気軽に取り組めるスポーツでございます。

現在、まちづくり協議会、いきいきクラブ、PTAなどの学校関係者、スポーツ推進委員、たかはまスポーツクラブなどによりますボッチャ普及委員会というものが組織されておりまして、小学校の福祉実践教室における体験会やわくわくフェスティバルでの体験会、たかはまボッチャ競技大会、それから夏休み期間中には各児童センターでボッチャ体験を開催するといった普及活動が行われております。さらに、ボッチャの段位認定制度というものを設けまして、ボッチャの競技を継続していただくための仕掛けづくりも行われております。

こうしたボッチャというスポーツを通して地域の支え合いの精神が芽生えて、大家族たかはまの輪の広がりにもつながっていくものと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

さて、世界で活躍する日本人を見るたびに、ますます競技志向が高まることと思います。本市ゆかりのアスリートが世界や全国の舞台上で活躍することは、競技スポーツに対する関心と応援する機運を高め、地域全体の活力を生み出すことにつながると思います。プロ野球選手や全国選抜高校野球優勝選手、あるいは現在ジュニア選手にしてスケートボードやゴルフなど世界のトップクラスの選手を輩出しています。まだまだ金の卵はたくさんいると思いますので、他県や他市町などに流出することなく、ジュニア時代からしっかりと育てていくことが理想です。

そこで、本市のジュニアアスリートの発掘・育成についてのお考えを教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ジュニアアスリートの発掘・育成についてということですが、都道府県レベルや規模の大きい市では体力や運動能力に特に優れた素質を持っている子供を見出して、中学校や高校の大会、国民体育大会などを通して将来オリンピック選手や世界選手権などのところで活躍し、県民に夢と感動を与えるトップアスリートの誕生を目指した、そういったジュニアアスリートの発掘・育成といったことが行われておりますが、本市におきましては、スポーツ好きの子供をふやすために子供たちにスポーツとの出会いの場を提供し、スポーツを通じて夢と感動を共有できるプログラムの企画・実施ということに重点を置いてございます。

例えば本市では、スポーツ少年団といたしまして野球、サッカー、卓球、剣道、空手の5種目、12団体がございますが、特に野球やサッカーでは、元プロ選手をお招きして指導を受ける教室などがたびたび開催されております。このほか、たかはまスポーツクラブではアクティブチャイルドプログラム、バドミントン、ソフトボールなど幼児や児童・生徒を対象にした教室が15教室行われております。このほか卓球やドッジボールといったサークル事業も2事業行われております。それから、愛知県市町村対抗駅伝の高浜市代表選手選考会に向けて、実業団で活躍した方を指導

者に迎えて、夏休み期間中に強化練習会を開催する、そういった取り組みが行われております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。可能性ある選手たちが指導者同様一堂に会し、多面的に研修や活動できる機会を設けていただきますようお願いいたします。

それでは、国際大会、全国大会クラスの選手の支援についてはどのような支援を行って見えませんか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 国際大会や全国大会に出場した市内にお住まいの方を対象に全国大会等参加奨励金という支給制度がございます。平成30年度は42件、支給額27万9,000円の実績がございました。先ほども議員から御紹介ありましたとおり、特に最近では子供、若者の国内外での目覚ましい活躍が見られております。広報たかはまやフェイスブックでの情報発信、またスポーツ協会ではスポーツ功労者表彰というものを行っておりまして、スポーツ協会に加盟する各競技団体から推薦があった方だけではなく、全国大会や世界大会において活躍が目覚ましかった選手についても優秀賞の表彰を行い、市民で選手の活躍を応援していこうという機運の盛り上げのほうも行っております。

○議長（北川広人） 荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。とても選手たちにとって励みになる取り組み、ありがとうございます。

次に、市民の皆様が高いレベルの試合を観戦できる「観る」スポーツの推進に取り組むことにより、夢や希望を与え、スポーツを始めるきっかけとなったり、ジュニア選手の意欲や競技力向上につながると思います。国際大会、全国大会の招致についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 国際大会や全国大会の招致・開催は、先般開催されましたラグビーワールドカップに見られましたように、単に競技力の向上だけではなく広く市民のスポーツへの関心喚起、スポーツを通じた連帯感の醸成、スポーツ振興や地域の活性化につながるなど幅広い効果があり、スポーツを見る、支えるという点では大切な取り組みであるというふうに認識しております。

全国規模の大会の開催ということで、本市ではかつてねりんピックの会場を担当した事例がございますけれども、近年、体育センターやグラウンドにおきましては、西三河規模の大会が多く開催されているのが実情でございます。全国大会など一定規模の大会誘致に当たりましては、施設の規模や企画、食事や宿泊、練習場所や待機場所など環境面や人員面での選手を支える体制整備、そういったことで受け入れに必要な条件が数多くあること、それから国や県、競技団体、経済界などさまざまな連携・協力も不可欠になってくるかと思っております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

国際大会の最高峰であります東京オリンピック・パラリンピックの開催は、スポーツ振興の絶好の機会と捉えます。平成31年度総合計画のアクションプランの取り組みに、2020年オリンピック・パラリンピック開催にちなんだスポーツイベントを開催するとありますが、開催機運の向上につながる取り組みとしてどのような取り組みを行いますか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 開催機運の向上につながる取り組みでありますが、先ほども少し触れましたが、先月、11月24日に第6回たかはまボッチャ大会が開催され、子供からお年寄りまで54チームの参加がございました。このほかオリンピックの聖火リレーにつきましては、ルートに応募したものの選に漏れてしまいました。パラリンピック聖火フェスティバルの愛知県集火式に参加を予定しております。どのような方法で行うかといったことにつきましては、詳細については県からの通知を踏まえて、今後調整していく予定でございます。

また、オリンピック等において高浜市出身の選手が出場するようなことがあれば、例えばパブリックビューイングなど市民が一丸となって応援していく機会について検討してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

地域活性化という視点に立った場合、インフラ整備などの形あるレガシーではなく、オリンピック・パラリンピックが契機となって生まれるスポーツに関する人々の行動の変化やスポーツに対する考え方の変化といった無形のレガシーが重要となります。スポーツを総合的に推進するための施策及び交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成あるいは地域振興を図るための方策についてどのように考えますか、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 本市は人口約4万9,000人という小さなまちながらも、スポーツの分野だけでこれだけ多くの人材、特に子供・若者が活躍していることは非常に喜ばしく思います。また、まちの誇りでもあります。これは選手の努力はもちろんですが、指導者や仲間などさまざまな団体や関係者の皆様方が長年汗を流してこられたたまものであり、一朝一夕に実現できるものではないというふうに考えております。そして、来年のオリンピック・パラリンピックを契機に、市民の皆様方のスポーツに対する興味・関心もより一層高まるのではないかとこのように考えております。

これまで答弁してまいりましたが、第6次高浜市総合計画後期基本計画あるいは第2次生涯学習基本構想後期基本計画に掲げるとおり、スポーツは人づくりやまちづくりの土台となるも

ので、市民相互のきずなづくりや健康寿命の延伸などさまざまな効果がございます。そして、「する」「みる」「ささえる」のさまざまな観点がありますが、いずれも行政だけで取り組めるものではございません。今後も市民、団体、地域、事業者の皆様とともに、スポーツでつながる大家族たかはまの輪を広げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

スポーツ推進計画を意識した流れで質問をさせていただきました。細かく多岐にわたり御答弁をいただきましたので、ぜひともオリンピック・パラリンピックを契機に体系的にまとめていただきますようお願いいたします。

スポーツ振興には人をつくり、交流を生み出し、地域の活性化につながります。そこにはさまざまな連携が必要不可欠です。

次の質問に移りますが、同様に連携という言葉がキーワードとなります目標10「一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます。」についてお伺いをしたいと思います。

私どもの政策提言書では、「障がい児者及びその家族が地域で安心して生活ができるよう就労促進や居住への取り組みなど生活基盤の安定化に努めよ。」と提言しております。障がいのある方々、またその家族にとって住みなれた地域で安心した暮らしを実現することは大きな望みであり、障がい者福祉計画では、目指すべき姿として障がいのある方もない方もその人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を掲げ、さまざまな取り組みを進めていただいております。

障がいのある子供をお持ちの保護者の方にお話をお聞きしますと、心配されることの一つが、自分が亡くなった後の問題です。親亡き後に障がいのある方が自立して地域生活を営んでいく上で、就労と住まいの2つは障がい者の生活基盤を築く上で必要であると考えています。

そこで今回、就労と住まいの2つの点から質問をさせていただきます。

まず初めに、就労は経済的な自立の基盤として必要であり、また働くことを通じて生きがいを見出すことで人生に喜びを感じたり、人との交流により人生の豊かさを感じることもできます。

そこで、障がい者の一般就労について本市はどのように取り組んでいるのか、また、現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 障がい者の一般就労についての取り組みとしては、たかはま障がい者支援センターに平成23年4月から配置している就労支援員が中心となり、就労を希望する障がい者に対して面接やハローワークへの同行、企業との面接同行などの支援や就労支援施設や就労支援機関との連携強化、雇用事業所の開拓といった各種支援を進めた結果、毎年数名の障がい者を一般就労につなげるとともに、その後の定着支援にも取り組んでいます。また、いきいき広場の清掃業務では、障がい者の雇用や市内の就労支援施設からの体験実習の受け入れを委託業務の仕

様に加え、高浜市総合サービスにお願いし、障がい者の働く場の確保に努めています。

課題としましては、精神障がいや発達障がいのある方の就労支援がふえており、障がいの特性もあり、一般就労につなげることが困難なケースが増加していることです。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。就労訓練の出口である雇用事業所の開拓を初め行政、企業、支援者による就労支援の連携が求められる中、本市のたかはま障がい者支援センターでは雇用事業所の開拓や行政、企業、支援者のネットワークの充実を図っていただくなど、障がい者の一般就労に向け取り組んでみえることがよくわかりました。

次に、毎年、数名の障がい者を必ず一般就労に結びつけているとのことでしたが、実際どれぐらいの方が一般就労しているのか、またどのような障がいのある方が、どのような企業に就職しているのかも教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 一般就労に結びついた過去3年間の人数でございますが、平成28年度が3名、平成29年度が9名、平成30年度が5名でございます。

次に、障がいの種別でございますが、3年間の人数17名のうち身体障がい者は1名、知的障がい者は7名、精神障がい者は3名、発達障がい者は6名でございます。

また、勤務先でございますが、製造業が多く主に一般事務や検査業務、最近ではパソコンの入力業務に従事している方が多いというふうに伺っております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。多くの方が一般就労につながって見えますが、一般就労後も障がい者に寄り添い、できる限りきめ細かに支援する体制を今後も続けていただきますようお願いいたします。

次に、課題といたしまして精神障がいや発達障がいのある方の就労支援がふえておりまして、一般就労が困難なケースが増加していると言われましたが、課題解決に向けての取り組みがありましたら教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 精神障がいや発達障がいのある方の就労支援がふえている現状を踏まえまして、その特性に応じた対応ができるよう職員のスキルアップを図るため、NPO法人が主催する職場適応援助者研修やセミナーへの参加、また西三河6市の障がい者就労支援機関が集まり勉強会や事例発表会を開催するなど、日々取り組んでいるところでございます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

鬱病といった精神障がいや自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいといった発達障がいの

ある方を一般就労につなげるということは、想定外のことが突発的に発生するなど、就労支援の仕方や状況がその都度変化します。人材育成と就労支援ネットワークの構築に向け、今後も取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、就職先で多いのが製造業と本市を象徴しておりますが、最近では農業と福祉の連携、いわゆる農福連携が注目されています。人手不足に悩む農家と障がい福祉サービス事業所が農業生産に取り組むことで、農家の人手不足解消と障がい者の工賃取得による経済的自立を促進するという取り組みです。

厚生労働省でも障がい者の職域拡大や働くことでの収入増を期待し、また農林水産省では農業分野の担い手不足解消により地方の創生、経済成長を期待して農福連携を両省が一緒に推進しています。この11月30日にはいきいき広場で農福連携の専門家であり、日本農福連携協会顧問の濱田健司氏をお招きし、農福連携フォーラムが開催され、私も参加させていただきました。

農福連携は、単に農業現場のやりとりでお互いの課題を解消し、自立を促すものだけではなく、新たな付加価値を生み出すものであります。例えば就労継続支援施設等においては、農産物を加工しスイーツを開発し、そこにはほかの利用者が従事する。新たな産物を生み出し、雇用と工賃も生み出していきます。また、農業プラスアルファの分野との連携や農業以外の分野との連携の可能性も広がり、地域活性化につながっていきます。

このような農福連携の取り組みについて、本市でも取り入れるべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 障がいのある方にとって、農業に携わることは工賃取得による経済的自立に加え、生きがいややりがいなど精神面での充実も期待されることから、高浜市障がい者福祉計画においても農福連携による障がいのある方の就農の促進を掲げているところでございます。

市内の障がい者の福祉作業所「授産所高浜安立」では、本年10月から安城市内のチンゲンサイを栽培する農家と就労契約を結びまして、週2回、午前中の1時間半、知的障がい者6名が苗植えや落ち葉を集める作業に従事しているところでございます。これは、JAあいち中央の営農支援室が農家と障がい事業者との橋渡し役となり実現できたもので、市内で実施した農福連携の第1号となりました。

このように農福連携のモデルケースも始まったことから、他の就労系サービス提供事業者へと横展開を目指してまいります。また、農福連携を受け入れていただける市内農家の発掘、さらには、障がい者が職場に適応するため農業者との橋渡しや助言を行う農業版ジョブコーチの育成、これにも取り組んでまいりたいと考えております。

今後はJAあいち中央の営農支援室の御協力をいただきながら農福連携を進めてまいりたいと

考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

厚生労働省と農林水産省は農福連携に対する期待も高いようで、障がい者だけではなく、引きこもりなどの長期間仕事をしていなかった生活困窮者にも農業体験をさせることで、生活リズム改善やコミュニケーション能力の向上が期待できるとして現在検討しているようです。

農業の担い手確保と同時に障がい者の雇用創出にもつながる農福連携の取り組み、新たな産物が生まれ、地域が活性化することを楽しみにしております。

次に、障がい者のお住まいについて質問をいたします。

障がい者の保護者の共通の願いは、就労し親元から自立して生活できるようになることだと思います。その願いをかなえるべく保護者の高齢化や親亡き後を見据え、地域で安心な住まいを確保することは重要であります。障がい者の住まいについて、本市はどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 障がいのある方の住まいにつきましては、最近では、平成30年7月に八幡町でございますが、4名定員のグループホーム、キラキラハウス八幡ホームが、本年11月には春日町に同じく4名定員のグループホーム、チャレサポかすがが新たに開所したところでございます。また、本市ではグループホームの入所を目指し、みんなの家において実施した「おためし外泊」に対して助成金を交付し、支援を行っているところでございます。

加えまして、障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備を進めているところでございます。

○議長（北川広人） 荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。市内の社会資源としてグループホームがふえ、障がい者の地域における生活の場がふえていることに安心をいたしました。

次に、地域生活支援拠点の整備を進めているとのことですが、地域生活支援拠点整備の目的と必要な機能について教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 国が示す地域生活支援拠点整備の目的は主に2つございます。1つ目は、障がい者やその家族の緊急事態に迅速・確実な相談支援を実施することにより地域生活の安心感を担保する機能を備えること、2つ目は、体験の機会を通じまして施設や親元からグループホーム、またはひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供することです。また、必要な機能としまして5つの機能を備えることとし、1つ目、相談、2つ目、緊急時の受け入れ・対応、3つ目は体験の機会・場、4つ目は専門的人材の確保・育成、5つ目

として地域の体制づくりを備えた拠点というふうにされておりまして、この5つの機能を1カ所に集約した多機能拠点整備型と複数の機関が分担する面的整備型がございます。国は、地域の実情に応じ整備するように示しているところでございます。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは、進捗状況とこれまでに決定した事項がありましたら教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 地域生活支援拠点の整備については、高浜市障がい者地域自立支援協議会におきまして作業部会を設置し、障がいのある方やその家族に対するアンケート調査や障がい者団体へのヒアリングなどを通しまして、本年3月に整備方針を策定いたしました。整備方針では、地域生活支援コーディネーターを1名配置し、24時間、365日の電話相談対応することや緊急時の受け入れには障がい者地域生活支援施設「みんなの家」や介護施設のオリーブ、こちらのほうの活用というものを検討しまして、複数の機関が分担する面的整備型で整備を進めることを考えております。

現在は、令和3年3月末の開所に向けまして、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らせることができるように、障がい者団体と協議し進めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。24時間、365日の電話相談対応は大変ありがたいと思います。また、障がい者の特性により家族以外の方が受け入れするとパニックになってしまう場合もあるそうですので、緊急時の受け入れ対応も十分に御協議いただき、進めていただきたいと思います。

さらに、こうした整備については、その市の人口規模によって進め方が異なります。今ある資源をうまく活用しながら関係機関と連携し、市の実情に応じたしっかりと機能する拠点づくりをお願いいたします。

今回、農福連携を通じて障がい者がサービスを単に受ける存在ではなく、サービスを提供する存在となり得る可能性があるとわかりました。また、現在かわら美術館で開催されております山本良比古展を見させていただきました。聴覚、言語、知的な障がいを抱える中に描かれる絵画は研ぎ澄まされた感性を感じ、深い感銘を受けました。

かつて私は新幹線の停車駅を往復で言える子、西暦と日付を言うと曜日を当てられる子、スケッチした絵やデザインが会社の紙袋やバスのデザインに採用された子に出会いました。すばらしい才能で活躍の場はたくさんあると思います。彼らに光を当てるのではなく、彼らが光り輝くための場をつくり、そして地域の課題を解決してくれる新しい連携のスタイルを築いていただきたいと思います。

障がい者の持つ力を十分に発揮する機会を家庭や地域、社会の中でいかにつくることできるか、これは障がい者に限らず高齢者や若者などにも言えます。こういった視点をお持ちいただき、今後も福祉の向上に努めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、倉田利奈議員。一つ、公共施設について。一つ、環境行政について。以上、2問についての質問を許します。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 倉田利奈でございます。

公共施設マネジメント計画により劇場型ホールを兼ね備えた中央公民館が取り壊され、高浜豊田病院が建設されました。そして、市役所本庁舎や高浜小学校を複合化施設とする建てかえ、また、高取幼稚園、高取保育園を民営化し、幼保園とするために補助金をつぎ込んだ民間施設が新たに建設されました。

一方、新病院開院に伴い、使われなくなった刈谷豊田総合病院旧高浜分院は民間所有の建物であり、また、本来の目的である病院の機能がなくなっているにもかかわらず、高浜市が管理しております。現在は全く活用されておらず、廃墟となっております。また、高取幼稚園は今後の計画が示されておらず、こちらも使われていない草ぼうぼうの放置された施設となっており、廃墟のようになってしまっております。その上、計画にのっていない大山会館の廃止条例が議案として提案されていますが、令和元年度公共施設推進プランスケジュールによると、大山会館の廃止について書かれていませんし、高浜市公共施設総合管理計画平成31年度公共推進プランによると、大山会館は解体、譲渡、返還のマークが平成34年となっております。このままでは高浜市のシンボルともいえる大山会館も廃墟化とされないか心配です。

他方で、当初は高浜小学校の複合化計画に入っていたにもかかわらず複合化されなかった図書館といちごプラザについて、今後の移転先はいまだに示されていないありさまです。新たな公共施設はつくらないという理念のもと始まった公共施設マネジメント計画ですが、民間へ多額の補助金を出して病院やこども園が建設される一方で、まだ十分に使える公共施設が解体または放置され、計画を無視した運営も始めるという全くでたらめな計画となっております。

9月議会で、公共施設に関して高浜市自治基本条例第4条の参画の原則に則して、市民の参画保障をどのようにしているかお聞きしました。内田部長の答弁で、2年間で1,500人以上の方々

に説明しているといった答弁がございました。私のほうでこちらを確認したところ、1,500人という数字がどうやっても出てきませんでしたので、詳細についてお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 幾つか御質問をいただきました。

最後の1,500人以上の方に御参加をいただいた、そのことに初めにお答えをさせていただきます。

そのときは市民参画をどのような形で保障していたのかという御質問をいただきました。1点目として、パブリックコメント制度のことを申し上げました。2点目として、26年度、27年度、28年度、この3年間は各小学校区2回にわたって公共施設についての説明会を開催をして御説明をいたしましたとお答えしました。また、町内会でありますとか各種団体に出向きまして、トーク&トーク、出前講座、こうした御説明をいたしまして、確かに倉田議員が言われるように、2年間で1,500人以上の方がと答弁をいたしましたようでございます。ただ、私は今のように急に御質問いただいて、考えながら、過去の記憶をたどりながらお答えをいたしております。文脈から御判断いただきますと26年度、27年度、28年度3年間のということでしたので、本来であれば3年間で1,500人以上とお答えすべきところ、2年と3年を言い間違えたものでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今後、議会答弁を正確にしていだけたらと思います。

また、さきの9月議会で公共施設の面積が削減されたので、財政効果を感じていただけるといった内容の内田部長の答弁に対して、私が財政効果を数字にして、市民に広報やホームページでしっかり知らせしてほしいので、その御予定はありますかとお聞きしました。それに対して内田部長が、市がお示しするのは客観的な数字であります面積ということで、これからも御説明申し上げていきたいと考えていますと答えております。公共施設マネジメント基本条例第2条第2号では、公共施設マネジメントについて、「公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減し、平準化することをいいます」と定義されております。

また、同条例第3条では、この条例の基本方針が定義されております。その5号では、「トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること」とうたわれております。つまり、面積を減らすことが直ちに財政負担の軽減につながることを、内田部長は論理的に説明する責任があると思います。たとえ面積が削減されても、建設にやたら多額の費用がかかったり、運営方法の変更により多くの費用が使われるようであれば、無駄な税金が使われたことになり、すなわち誤った計画が実行されたことと言えます。公共施設の複合化による財政効果については、全く今後も示さないということではなかったですか。イエス、ノーでお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設の問題は、個々の施設の問題ではなくて公共施設全般を考えて、中長期的な視点に立って、市の市民のサービス全般を考えて行っているものでございます。したがって、二者択一的にイエス、ノーでお答えをすることはできません。

財政効果につきまして、昨日の内藤とし子議員の御質問のときに私がお答えをいたしましたことと重複をいたしますが、改めてお答えをさせていただきます。

今、高浜市が公共施設の総合管理計画の進捗を図っている、あり方を見直しているその背景には、人口減少と財政問題がございます。生産人口が今後減少していく中で、税収の大きな伸びは見込めない。一方で、高齢者の方にかかる扶助費は増加しております。

そういたしますと、財政的に固定的な経費がふえて公共施設に回せる費用が減っていく、財政の規模が縮小していく、そういった環境の中にあると。であるとするならば、公共施設にかけられる費用、これをどうするのかと。まさに予算の中で維持していかないといけないのであれば、公共施設を予算に応じて縮減していくしかない、こういったことで御説明をいたしました。

公共施設は民間の施設と異なりまして、その保有からは収益を生みません。施設を持つということは、反対に光熱水費や定期的な修繕費でありますとか管理費などが必要になります。施設があり続ける限り、ランニングコスト、これらが固定化をして市の財政の弾力性を奪ってまいります。したがって、公共施設建設費もでございます。今申し上げましたように、使い続ければ光熱水費、定期的な修繕費、管理費もあります。施設を使って古くなれば大きな修繕費が必要になります。ですから、公共施設は統廃合、保有形態見直し、売却などによって総量の圧縮を図っていく、施設を持たない身軽な自治体になっていくということが必要でありますので、施設の総量を圧縮をする、それによって、今申し上げましたような財政効果を私どもは期待をして事業を進めているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の内田部長の答弁で言っていることは、面積は減らすことは示していくけれども、公共施設のための財政効果についてはやらないということではよろしかったでしょうか、確認いたします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設の財政効果ということでございますが、公共施設の総合管理計画の進捗と連動した長期財政計画を策定をいたしております。これは40年の視点に立って、今後どのような事態が起き得るのか、あらかじめ検討をして今後に備えるための計画でございます。そうした中で、長期財政計画は毎年度見直しを行っております。毎年度見直しを行っていく中で財政の検証はしているというふうでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 確かに、この長期財政計画でございます。しかし、今回の複合化によってどれぐらい財政効果があったかということはこれではわかりません。もし、財政効果のほうを別できちんと示すのであれば、反論していただければ結構でございます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校等整備事業の複合化の財政効果を金額で示せということでございます。

これにつきまして、平成27年11月に市民説明会で御説明したものは、面積を基準にそれを総務省単価に置きかえたら幾らになるかということで御説明をいたしました。高浜小学校が旧校舎約7,900平方メートルです。校舎と体育館、これに総務省単価の33万円を平方メートル掛けると26億円になる。しかし、これは設計を組んで新しい校舎を建てたら幾らになるかということではなくて、現行の面積をもとにお答えをしたものです。

きのう、内藤とし子議員が高浜小学校を複合化したら建設費が52億円になると御質問されました。私は、52億円は高浜小学校等整備事業の債務負担行為限度額であって予算額だと。その中には、高浜小学校だけではなくて、体育センターであるとか児童センターであるとか、公民館機能であるとかIT工房やものづくり工房、こうした高齢者の介護予防拠点施設も含まれて、なおかつ18年間の維持管理費であるとか備品整備費であるとか、さらに財政負担を平準化させるために市が借りるのにかわって民間企業に借りていただいて、それを平準化を図るその金利などいろいろなものが含まれての事業全体での52億円です。それが建設費が52億円になったように、そのような形で金額を示すことがかえって誤解を与えてはいけないので、客観的な数字である面積をもってお答えをするとお答えをしているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 私は、高浜小学校の金額についてはきょうは申しておりませんし、前回もその金額は申しておりません。

次の質問に行きます。

公共施設マネジメント推進委員会についてお尋ねします。

公共施設マネジメント推進委員会は設置要綱で公開とされていましたが、今まで一度も公開されてこなかったことがさきの私の一般質問で明らかになりました。これに対し、近隣の自治体等の動向をしっかりと把握した上で検討していきたいというふうに考えておりますと答弁がございました。近隣自治体等の動向は把握されましたか。把握された結果、そして検討された結果をお答えください。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） さきの9月定例会で私のほうが近隣の自治体等の動向を把握したり検討をしていくと言ったことにつきましては、会議を開催するに当たっての事前告知の部分であった

かと思えます。

近隣市の状況についてはホームページ上で把握をいたしております。近隣で申し上げますと、安城市や西尾市、碧南市といったところが事前に告知をされておまして、安城市では2週間前までに告知、西尾市については7日前までに告知とこういったような形で公開されていることはホームページ上でございますが把握をしているという状況でございます。

ただ、まだ検討を行っている段階でございまして、報告できる状況ではございません。現時点では結論に至っていない、そういった状況でございます。マネジメント推進委員会の委員さんとも御相談をしながら、次の会議の開催までには方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ぜひとも、前向きな検討をお願いしたいと思います。

近隣自治体では、こうした審議会、協議会に市民公募枠がございます。隣の刈谷市では、行政改革の取り組みとして各種会議、審議会における市民参画の推進を取り組み項目とし、各種会議、審議会への公募による市民参加を推進し、市の行う各種施策、事業に対し、市民が直接意見を言える機会の充実を図りますと具体的な内容を掲げ、実践しております。

高浜市には市民の公募枠がないようですが、それはなぜでしょうか。また、今後、公募する予定がございますでしょうか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 今、市民公募枠がないということで御意見をいただきましたが、公共施設マネジメントの基本条例の第8条第2項では、「有識者により組織をする」というふうにあります。したがって、有識者、学識経験者を選任をしているといったことは条例に合致をしているというふうに考えております。

マネジメント委員会というのは、幅広い世代、それから性別、分野といった幅広い意見を聞く性質の委員会ではないということで、専門的な見地から御意見をいただきまして、公共施設のマネジメントに役立てていく委員会、そういった観点から有識者で組織をしているということでございますので、今後、一般の市民を委員として公募していくという考えは今のところ持ち合わせておりません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市自治基本条例では、第13条において、「行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます」とうたわれております。この理念を実現させるために、市民から広く公募をしていただきたく思います。また、高浜市自治基本条例第2条4号では、参画の用語について、「政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わること」と

うたわれております。どうしたら主体的に立案から市民が参加できるでしょうか。市長、どうぞお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 2点、お答えをさせていただきます。

初めに、公共施設マネジメント推進委員会への公募市民ということでございますけれども、条例の中で有識者により組織するとございますので、条例にのっとり我々は有識者の方をお願いをしていくということでございます。

次に、参画の機会の保障ということで御質問いただきました。このことについて、倉田議員と私どもで少し解釈に若干の違いがあるかもしれませんので、その観点からお答えを申し上げさせていただきます。

自治基本条例の第13条でありますけれども、参画の機会の保障といたしまして、行政は、市民の意見が市政に反映されるようにと、参画する機会が保障されるようにということで、多様な参画制度を設けますということをもって参画の機会の保障という見出しがついております。

現在の参画制度につきましては幾つかございますので御紹介を申し上げますと、パブリックコメント制度がございます。総合計画などの計画づくりのワークショップがございます。また、市民予算事業など、公共的事業への市民の方の御参加もございます。また、説明会といたしまして事業や制度の御説明会でありますとか、トーク&トークや出前講座といった制度、またアンケートをいただきまして、その結果を参考にさせていただくという制度もございます。先ほど御指摘をいただきましたが、審議会、委員会への委員の公募ということがございます。参画制度には、ただいま申し上げましたようにさまざまなものがございます。

こういった制度を幾つか用意していく中で、市民の意見として取り入れられるものは取り入れていくと、こういった姿勢でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、申し上げた参画の機会、幾つかございましたが、どうしたら主体的に立案できるもの、主体的に立案から参加できるものはどれでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 主体的にという御質問でございます。

自治基本条例に、まちづくりの基本原則の中で今御質問いただきました。まちづくりとは、住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会、行政が取り組む活動だと。そうした中で、市民の役割といたしまして、みずからまちづくりの主体であるということをお覚をすると。参画するに当たっては、これが第7条の第3項でございますけれども、公共の視点を持って、みずからの発言と言動をもってまちづくりに主体的に参画をしていくということで、まちづくりに参画をするということですので、まちづくりは自分事と、自分としてこのまちづくりの中で何ができ

るか、どうしたらこの高浜市がよくなっていくか、そういったことが主体的に御参加をいただく趣旨だと理解をいたしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 申しわけございませんが、今の説明ではどうしたら主体的に立案から参加できるかと思っている市民がどうしたらいいかわかりませんでした。

次の質問に移ります。

この委員会の議事録については、任意のため会議結果しか公表しないということですが、外部の人を税金を使って呼んで行った会議について、正確な記録を残すという意味で、誰がどのような発言をしたかについて、全て記録すべきではありませんでしょうか。見解をお聞かせください。

また、近隣市では、実名で会議録をホームページでも公開しておりますが、高浜市はやらないということでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま御質問いただきましたのは、誰がどんな発言をしたのか、その詳細をとということで、近隣市の例を引用されました。

会議体の中には条例で設置をする附属機関と言われるもの、これは審議の経過を通して結論を出していくように、こういった審議会がございます。一方で、公共施設のマネジメント委員会は有識者の知見を参考となる意見を取り入れて、これを今後の公共施設のあり方の進め方に生かしていくということで、議論の経過が極めて重要な会議であるのかそうでないのかということが、詳細な会議録を残すかどうかの一つの判断になってこようかと思えます。まさに、議会のように民主的な意思形成過程でありまして、議論の経過が極めて重要な会議であれば、これは議会の会議録は詳細な会議録が残されております。しかしながら、マネジメント委員会のそのあり方が参考となる御意見を伺うということでもありますので、詳細な誰がどのような発言をしたか、そういった詳細な会議録を残すその必要性よりも、会議の要点が概要として伝わるのが大切であるという観点のもと、全文筆記ではなくて会議概要として公表をいたしているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 会議録自体はつくっていないということでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 会議の結果につきましては、会議結果、会議の要旨を取りまとめております。したがって、その作成をする目的は会議結果を作成することです。その会議結果を作成する目的、それで作成をいたしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の発言だと、会議録自体をつくっているのか、つくっていないのかということがはっきりわからなかったのですが。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど、誰がどのような発言をしたか、そういった詳細なものは残しておりません。私どもといたしましては、ホームページに公表しているもののみでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 会議録自体をつくっていないということですか。では、この会議結果は何をもとにつくったのでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 会議結果につきましては、要点筆記でありますとか、そういった担当職員の記録でありますとか、いろいろな形で会議結果を作成をいたしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今のお話ですと、録音すらしなかったのでしょうか。これで正確な内容を保証できるのでしょうか。正確な記録を残さないということは、委員にとっても大変失礼なことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 会議結果につきましては、これは公表する前に委員長に御確認をいただいて公表いたしております。したがって、一方的に市のほうがつくったものを公表しているものではないかと存じます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 公共施設マネジメント推進委員会設置要綱第2条では、「委員会は、次に掲げる事項を所掌する。（1）公共施設マネジメントに関する計画の検討、進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等に関する事項」と書かれております。会議結果の中で、進捗管理、評価、検証、見直しについて私では確認できませんでした。進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言について、いつ話し合われたのか、また内容も教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設のマネジメント委員会の所掌事務には3つございます。この3つの中で、まず公共施設のこの委員会が設置をされたのが平成27年の10月であります。28年の3月に公共施設の総合管理計画の1回目が作成をされました。そうしたことから、総論の部分では公共施設のあり方の計画であるとか推進プランであるとか、そういった部分について御意見をいただいたやに記憶をいたしております。その後、個別の事業が動いていくようになりました。今、高浜小学校等整備事業でありますとか勤労青少年ホームの跡地活用事業でありますとか、また、先ほど図書館の御質問が最初、冒頭に引用されましたけれども、図書館の移転のあり方、そういった個々の事業が動いておりますので、個々の事業については、2号、3号でいうところの公共施設のあり方の検討ということでございます。その計画の検証等、それだけではございませ

ん。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の内田部長の答弁ですと、見直し等に向けた提言、いつ話し合われたのか、また、どのような意見があったのか全くわかりませんでした。また再度、次の議会でも質問しますので、ぜひ御準備ください。

刈谷豊田総合病院旧高浜分院についてお聞きします。

さきの9月議会で、公共施設推進プランによると、旧高浜分院の跡地活用計画策定が平成27年から平成30年となっていたので跡地計画についてお聞きしたところ、まだ計画は策定いたしておりません。したがって、公表もいたしていませんと答弁がございましたが、現在の状況を教えてください。簡潔にお願いいたします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 前回の答弁と変更はございません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 青少年ホーム跡地にできた民間のプールがことし4月より、テニスコートの使用が8月より始まりました。それぞれの施設の利用が開始されているのですが、工事は終了したのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 整備工事のほうは完了しております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） プール及びテニスコート駐車場と稗田川沿いにあるあずまやの境にあるフェンスが取り外されたままになっているのですが、あのままでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） あのままの状態ですと完了でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 見た感じ、工事途中かと思われるような状況ですが、あれが完成形ということですね。

では、次に、たかぴあについてお聞きします。

たかぴあを現在使用する場合、駐車場はどこになりますでしょうか。また、その案内はどのようにしておりますでしょうか。たかぴあの駐車場はいつ完成し、市民が使える駐車スペースは何台分でしょうか。

以前、説明会で運動場も駐車スペースにするとお聞きしました。何台分駐車できますか。また、駐車スペースがわかるようにラインを引く必要がありますか。あるとした場合は、ラインは誰が引くのでしょうか。また、雨が降ったとき、運動場に車を入れることになるかと思いますが、使

用後、運動場の整備が必要となることが予測されますが、整備はどこなやるのでしょうか。また、その費用の負担先はどこになりますか。市民が行う場合、重機をグラウンドに持ち込んでやることになるのでしょうか。お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在のたかびあの駐車場の場所ということでございますけれども、学校体育館の下に今25台用意をさせていただいております。工事のほうは段階的に進んでまいりますので、最終的な駐車場の整備台数としては201台となっております。

それから、グラウンドを駐車場として利用する場合ということでございますけれども、この辺の具体的なところについては、今、検討中でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 現在の駐車場の案内はどのようにされておりますか。非常に私、行こうと思ったんですけども、駐車場の場所が今わからないんですが、どのように案内が出ているのか、また、市民にどのように伝わっているのか教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 外に駐車場の看板がついているということではなかったかと思っておりますけれども、お問い合わせをいただいたり、利用申請のときに小学校の下の体育館のところを使ってくださいというふうに御案内をしております。ただ、場合によって満車になるということもございますので、満車の場合は市役所の駐車場なり、そういったところを使っていたきたいということで周知をさせていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、広報等で市民全体には知らせていないということでよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ちょっと、今広報が手元にはございませんが、12月1日号のところで2019年4月1日からたかびあ一部オープンという記事を出させていただいておりますけれども、その中にちょっとどういう書き方がしてあったか記憶がございませんが、たかびあのオープンのことは広報で周知をさせていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） たかびあの中にはIT工房くりっくがございます。こちらは予約なしで使えるものです。そういう方の利用のためにも、事前にきちんと告知すべきかと思います。

では、次の質問にまいります。

高取幼稚園の計画についてお聞きします。

昨日の答弁で、解体に向けた事前調査を行い、解体時期は未定であることがわかりました。公

共施設推進プランでは、解体されるかどうか全くわかりませんでした。高取幼稚園は築46年ですが、一部は園舎が増築されているかと思いますが、増築部分は築何年でしょうか。また、耐震度と耐力度はどうだったのでしょうか。そして、増築部分も今回取り壊すということでしょうか。解体することはどのような経過で決まったのか、また、解体の理由も明確にしてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） すみません、増築部分の面積についてということでお問い合わせをいただきましたが、こちらについては、今、手元に資料がございませんのでお答えすることはできませんが、耐震化につきましては耐震があるというような状況です。

今後、解体というお話を昨日の答弁の中でさせていただきましたが、これは計画において、そういう解体もしくは移譲とかそういったことをしていくということでありまして、今後のそれをどうしていくかということについては、現在において、いつにどうするという計画については未定ということでございます。ただし、昨日の答弁でお話しさせていただきましたとおり、解体に向けての調査、アスベストであり試掘でありというところは今行っているというような状況です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今のお話ですと、解体をやはり前提としているのかなと思うんですけども、いちごプラザとして活用したり、高取の学童保育として使用することをぜひとも検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 施設全体の今後の活用方法とかそういったことを鑑みまして、こちらのほうは検討はしていくことはあろうかというふうに思います。ただし、先ほど申しましたとおり、計画において前提としては解体をしていくと。ただ、計画全体を見渡したときに、また必要な事項があるようであれば、それは検討をしていくというふうに考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） いちごプラザの行き先も決まっておりませんし、高取の学童保育の保育室も狭いです。ぜひとも検討事項として解体を前提とせずに、まずは検討していただきたいと思います。

では、次の項目に移ります。

ごみについていきます。

碧海5市の可燃ごみの個人年間排出量を教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 近隣5市の最新の状況でございますが、公表されております数値が平成29年度のものになりますが、家庭系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、刈谷市が506グラム、安城市が450グラム、碧南市が525グラム、知立市が481グラム、高浜市が496グラム

となっております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ごめんなさい、今、私、1回1人当たりの持ち込みの可燃ごみ量をお聞きしたかったんですけども、また、個人の年間排出量を教えていただきたかったんですが、そこらはこちらで言います。刈谷市が1.66キログラム、安城市が1.5キログラム、碧南市が1.56キログラム、知立市が1.58キログラム、高浜市が1.50キログラムとなっております。

高浜市は、可燃ごみの個人年間排出量がこれで一番少ないことがわかります。ごみの減量化のため、高浜市ではごみ袋の無料配布がことし7月よりなくなりました。ごみ袋の無料配布の中止により、ごみ袋の購入金額が中袋40円から20円に、小袋30円から15円に変更となりました。年間103回ごみの回収をした場合、ごみ袋にかかる購入負担額を碧海5市それぞれ教えてください。時間の都合上、2人から4人世帯でお答えください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 2人から4人世帯のごみ袋の費用ということでございますが、年間103回の回収で刈谷市が1,030円、安城市が1,030円、碧南市が135円、知立市が1,339円、高浜市が2,060円でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市民は刈谷市、安城市の2倍、年間のごみ袋代がかかっております。また、同じクリーンセンターを使っている碧南市と比較すると、高浜市民は碧南市民の15倍ごみ袋代がかかっていることが今の答弁でわかりました。高浜市民の負担が非常に大きいのですが、この状況に対し、どうお考えですか。市長、いかがですか。

○議長（北川広人） 答弁を求めます。

経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） ごみ袋の価格の設定を検討した経緯でございますが、愛知県内のごみ袋の各市町の単価を参考にさせていただいております。その中で、いわゆる高浜市と同程度のごみ袋の大きさを設定しております弥富市、津島市、愛西市がそれぞれ中袋が1枚20円、小袋が1枚15円を設定しておりましたので、そちらを参考に価格のほうを設定させていただいております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ごみ袋を使って出された収集ごみ、こちらが昨年度1人1日当たり419グラムでした。ごみ袋無料配布がなくなったことし7月から10月の1人1日当たりのごみの量は平均421.75グラムとごみの量がふえております。また、クリーンセンターに持ち込んだごみの量も平成30年度は1人1日当たり478グラムでしたが、ごみ袋無料配布がなくなったことし7月から10月の平均が485.75グラムとなり、またこちらもごみの量はふえております。この結果から、無

料配布が始まったばかりですが、ごみの減量化が進んでいないことがわかります。

また、2人から4人世帯の場合、年間80袋使用していた世帯では、無料配布前は自己負担ゼロ円であったのが、現在は年間1,600円の負担となり、1,600円の負担増となります。このように計算していくと、100袋使用の世帯では1,200円の増、120枚使用の世帯では800円の増となっています。このことから、ごみ袋の価格が安くなったと市は言っていますが、ごみ袋の無料配布の廃止も同時に行っているため、ごみの減量化に努めている家庭ほど負担がふえ、ごみを多く出す家庭の負担額のほうが少ないという現状です。また、町内会へ加入していない世帯9,447世帯のうち、ごみ袋を市役所に取りに来ていない世帯が3,502世帯となっております。この3,502世帯は、単純にごみ袋が半額になったこととなります。この方法ではごみの減量化につながらないと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） まだ7月より制度が変わったところですので、今年度の推移はまだ安定した数値とは言えないと思われまますので、現在の数値をもって今後の方向性を決定するという事は早計だと考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） わかりました。では、引き続き、このごみの減量化につきましては私のほうでもいろいろデータを集めて、本当に減量化につながっているかどうか考えていきたいと思ひます。

平成31年1月に行われたごみ減量地区説明会において、私がなぜごみ袋を有料化してごみの減量が必要になるのですかとお聞きしたところ、焼却炉の長寿命化ですと当局担当者がお答えになりました。ごみの1人当たりの排出量はそのときの説明会資料によりますと、可燃ごみの1人当たりの年間排出量が高浜市が155キログラムに対し、碧南市は162キログラムでした。ちなみに、碧南市は現在も町内会加入世帯は年間100袋の無料配布があり、町内会未加入世帯は80袋を取りに来た市民に渡しております。同じ焼却炉を使っている碧南市のほうが多くごみを燃やしているわけですが、焼却炉のあるクリーンセンターの維持費、管理費等にかかる経費につきましては人口割で負担していると聞いております。このことから、まず、碧南市にごみの減量化の協力を求めるべきであると思ひますが、碧南市に申し入れを行いましたでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） しておりません。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 高浜市から碧南市にごみの減量化というものを呼びかけるものではなく、各市それぞれが減量化を進めるものとして認識をしております。ごみの量につきましては、

各市でそれぞれ減量化に努め、CO₂の削減も含め、炉の傷みを極力抑えていくような取り組みをしていくものというふうを考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ごみの減量化は確かに大切なものであります。環境にとっても必要なものであります。それはよくわかります。ただ、碧南市は今でもごみ袋を無料配布しております。高浜市は配布がなくなりました。にもかかわらず、人口割で経費を割っているんです。ということは、高浜市のほうが多くごみに関して負担をしているのではないのでしょうか。それに対して、市民に対してどのように説明ができますでしょうか。

○議長（北川広人） 答弁を求めます。

経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 今年度、ごみ袋の無償配布の廃止を高浜市が行っている中で、県内、実は無償配布を継続している市町というものは東海市と碧南市の2市のみとなっております。その中で、高浜市と一部事務組合で同じ焼却炉で碧南市もごみを燃やしているというような中で、その費用負担につきましては碧南市と協議しながら決めていくものでございますので、今後、またごみの量の推移も確認しながら、そのあたりは検討していくものというふうを考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ぜひとも、前向きな検討をお願いしたいと思います。

○議長（北川広人） 市長。

○市長（吉岡初浩） ちょっと補足をさせていただきます。

負担金というのは、燃えるごみだけで負担金を出しているわけじゃないんですよ。倉田議員、この辺の視点で見えてみえますが、衣浦衛生組合全体を運営していく上で燃えるごみだけではありませんので、負担金は。その辺は調べてみえますか。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、逆にお聞きしますが、今、市長がおっしゃった全体の金額を人口割で割っているのではないのでしょうか。違いますか。私はそのように当局からお聞きして理解しているんですが、どうなんでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 費用につきましては、人口割で算定をさせていただいております。ただ、いわゆる可燃ごみのみの減量、今、市長のほうで申しましたのは、可燃ごみの量一概ではなく、トータルで発生する費用等も踏まえた上で、そのあたりは考えていくものであるというふうに私はちょっと受けとめましたので、その旨、補足させていただきます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、トータルでというお話なんですけれども、例えば、一番最新のものが

平成29年に出ているんですが、こちらのデータでいきますと、不燃ごみは碧南市、個人ごとの年間排出量が3キロ、高浜市は不燃ごみは5キロですが、資源ごみは碧南市が31キロ、高浜市は24キロなんです。これでいきますと、不燃ごみと資源ごみをどのようにちょっと金額がなるかわかりませんが、資源ごみ31キロと高浜24キロ、明らかに高浜のほうが少ない状況です。なので、やはり先ほど市長がトータルでとおっしゃったのであれば、トータルで今後どのように負担割合をしていくかというところも含めて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 倉田議員に申し上げますけれども、衣浦衛生組合は一部事務組合でありまして、高浜市と碧南市の議員10名が議会を持っております。その予算にかかわるようなところに関しましては、当該、この場で聞くべきことではないというふうに思いますので、今の質問は許可するわけにはいきませんので、質問の内容を変えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、その一部組合でというお話だったんですが、高浜市の税金を使っているわけなので、そのあたりは私はおかしいと思います。

では、次の質問に行きます。

焼却炉の長寿命化によるごみ減量は企業の協力なしではできません。事業系ごみに対する減量化に向けた対応について御報告してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 事業系のごみの排出につきましては、いわゆる一般廃棄物にも家庭系ごみ、事業系ごみがございます。その中で、事業系につきましては、減量の呼びかけ等は広報も含めてやはり市内の事業者も市民の方でございますので、減量に向けて取り組んでいただきたいというふうに周知のほうは広報を通じてさせていただいている中ではございますが、委託を市のほうが行っている業務につきましては家庭系の一般廃棄物のみでございまして、事業系につきましては個々で委託を事業者が行っているものでございますので、その委託の内容にまで市のほうが直接かかわっているものではございません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） このような市民の声が私のもとに届いております。

ごみ袋の無料配布がなくなったから町内会に入っているメリットがなくなった。町内会に入ると会費を払う上、ごみの立ち当番をしなければいけないのなら、町内会は入らないほうがいい。また、ごみの立ち当番が負担なので、町内会をやめたい。ごみの立ち当番をしている市民が立ち当番をしていない人の不法投棄したごみを片づけている。町内会に入っていない人から、ごみ袋が安くなってラッキーと言われた。町内会が立ち当番をした人にごみ袋を配布すると言われたが、ごみ袋も要らないので立ち当番をやめてほしい。立ち当番のために1日仕事を休むことになり、何とかならないか。町内会ごとに立ち当番への報酬が違うから文句が出ている。

高浜市の町内会加入率は平成17年は70.7%でしたが、令和元年は56.3%です。また、加入率50%を切る町内が4町内あります。また、市の職員が町内会に入っていないという声もあります。市の職員の町内会加入状況について教えてください。

○議長（北川広人） 倉田議員、通告外であると思いますので、町内会のことは通告をされておられませんので。

○16番（倉田利奈） これはごみ袋に関することですのでお答えください。後の問題にかかわってきますので、ぜひお願いいたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 職員の町内会の加入は把握しておりません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 把握する御予定はないのでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 把握するつもりはございません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 理由は何でしょうか。

○議長（北川広人） 倉田議員、通告外のことを深く掘り下げるような話ではなくて、ごみ袋について、もしお聞きをしたいのであれば、その部分を中心に聞いていただけないでしょうか。通告がないということは当局側には準備がないということになりますので、そのところは御理解をして質問をしていただきたいと思います。

○16番（倉田利奈） 担当部署には伝えてありますが、お答えにならないということでもよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 議会事務局のほうでは伺っておりませんので。

○16番（倉田利奈） では、今、通告制限をされたということでしょうか、議長は。通告じゃない、ごめんなさい。質問制限をされたということでもよろしかったですか。

○議長（北川広人） 質問制限ではなくて、通告をされていないことをお聞きになっているものですから、通告をしたことをお聞きくださいというふうに言っているわけです。

○16番（倉田利奈） 町内会とごみの立ち当番のことを今から話すわけですので、その関係上、あらかじめ聞いている質問ですので、お答えいただきたいと思っています。

○議長（北川広人） どのようにつながるかわかりませんが、一問一答で今のような形で当局に問うということは、やはり通告をした方、ものに対してはいいとは思いますが、もう少しまとめた形の中で、ごみ袋についてのかかわりを含めて質問していただければありがたいと思いますけれども。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 以前、町内会加入状況について担当事務局に伺ったところ、個人情報のために情報は渡せないと言われました。ごみ袋を町内会未加入世帯に配布するために、任意団体である町内会名簿を環境グループに渡していると思います。これは目的外使用です。また、高浜市では、マイナンバーカードの取得状況について全職員に調査をしているはずですが。同様に、町内会加入状況について調査していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ことし4月から安城市が立ち当番をやめることになったとお聞きしました。現在の状況を教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） そのような事実は把握しておりません。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 御質問の、安城市ではなく知立市になると思います。

○16番（倉田利奈） ごめんなさい、失礼しました、知立市でした。

○経済環境G（板倉宏幸） 知立市につきましては、ことし4月からごみの立ち当番を廃止しております。こちら、知立市はごみの立ち当番の時間が長く、ステーションのごみの選別が正しくすることがなかなか難しい中で、町内会も市民のほうもそのあたりの分別はなかなか難しいというような中で、いわゆる刈谷、知立のクリーンセンターのほうで集中して選別を行うということで、いわゆる分別が正しく行われることになったことによって立ち当番をやめたというのではなく、さまざまな要因がある中で立ち当番を廃止しているものでございます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 知立の関係ですけれども、この4月から立ち番はやめたという理由は、従来の不燃ごみを、これを4種類に分けてくれというお願いを町内会にしたところ、とてもそれはやれないということで、町内会のほうからやめたいという申し出があったということはお聞きしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 碧南市では地区ごとに分別指導員を出してもらい、朝6時半から8時半までごみステーションに入り、1回につき市から1,829円賃金が出ると聞きました。また、立ち当番を行っていない自治体もあります。現在、多くの町内会で役員のなり手がなくて困っていると聞いています。今後、定年年齢が延び、どこも人手不足、その上、定年後も働かないと生活が成り立たない方もふえることが明らかです。こうした社会情勢からも町内会役員への負担を減らしていかなければならないどころか、ごみの立ち当番のお礼として市民へお金やごみ袋を配ることは役員への負担になっており、これではますます役員のなり手がなくなります。今後、改善に向けた取り組みをしますでしょうか、教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 立ち当番制度でございますが、平成7年度に開始されております。これが資源の分別収集とで同時に実施されております。当時は、可燃ごみと不燃ごみの2種類で出されていたごみの中から、紙や缶、瓶などを7種類に分けて地区ごとに設けられた拠点に出していただくという際に、町内会の御協力のもと、資源の分別の知識を習得するというのを意図したものでございます。その成果としまして、町内会の会員の方々の分別の知識は、今現在かなり高いものとなっていると考えております。

しかし、当時の世帯構成や町内会の加入率の低下、先ほどから申されておりますが、それらで負担がふえているということは認識しております。市民の分別の知識の維持のためにしばらくは継続したいと考えておりますが、現在、各町内会において立ち当番については、さまざまな負担軽減の工夫に取り組んでいただいております。市としましては、分別拠点のマナーが守られるのでありましたら、その工夫について協力していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、市が率先して改善をすとか、何かほかの方法を考えると、そういうことはされないのでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） さまざまな方法について検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ごみを市民が市が指定するごみ置き場に出して、回収までの間の責任はどこになりますでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） ステーションから引き取った段階からが市の責任だと考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、市民が置いて、ステーションから車に積み込む間の責任はどちらになりますでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 基本的には、回収されるまでの間は出した方の責任ということになるかと思えます。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 議員御質問の内容というのは、いわゆるステーションに出されたごみが散らばった場合に、それはどこが管理すべきなのかという御意図で御質問されているのかな

というふうに思います。

いわゆるステーションのほうにごみを捨てるまでは、適正にごみを捨てられている場合につきましては、そのごみは捨てるまではその捨てられた方の管理と。適正にごみが維持された状態でそれを市が回収をするというような中で、一般的には問題は生じないものではございますが、中にはそのごみを持って行って、例えば公園で散らかしたりとか、そのようなケースがあるかもしれません。例えば、市外の市境に捨てるとか、情報がわかるようなものを散らばすとか、そのような行為をしたものについては、その拾ったもの、そのごみを持っていった方がいわゆる適正な場所にごみを出していないというような形になりますので、そちらは不法投棄というものになりますので、その責任は散らかした方の責任になるというふうに整理をしております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、不法投棄ではなくて、例えば正しく私が出しました、ごみステーションに。回収車が来るまでの間はどこの責任になりますか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） そちらの内容については、いわゆる出した時点で、そのごみを出された方は権利を放棄したものとしてみなされると。ただ、回収するまでの間は、じゃ、どこかという、そのあたりはちょっと民法上の取り扱いをきちんと調べた上で御回答をしなければならぬものになりますので、現時点での発言は控えさせていただきます。

ただ、1点、資源ステーションのほうに出された資源につきましては、それはそちらに持ち込みをした時点でいわゆる市の財産として取り扱いがされることになりますので、それを例えば業者さんとかが持っていくような業者が東京とかだとあると思いますけれども、そういうようなものを持っていった場合は、それは違法行為というふうになります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁でいきますと、資源ごみとそれから燃やせるごみ、可燃ごみでは責任の所在がどこになるかというのは違う可能性があるということでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） その可能性があるということで、この場ではちょっとその場で即答はできないというふうにさせていただきます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、その今の責任の話ですが、今出てきた話だと、出した人と市という2者が出てきたんですが、町内会ではないということでしょうか。そちらを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 高浜市には、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例というもの

がございます。そちらでそれぞれ市民、市等の役割がございまして、市民はその地域の環境美化に努めるものとする、ちょっと手元がないので正確な文面がわからないので説明できないんですけども、環境美化に努めるというような位置づけがされておりました、義務というものではないと思うんですけども、位置づけとしては環境美化に努めていただくというような形の中で、市と市民相互に協力しながら、その地域の環境美化に努めていくというふうに整理をさせていただきます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁ですと、町内会という言葉が出てこなかったんですけども、では、もし町内会が立ち当番をやらないと決めた場合、市が責任を持つということではよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 立ち番の廃止の関係なんですけれども、もし、町内会がどうしても人がいなくてできないといった場合につきましては、これは次の対策を考える必要があります。それも分別がちゃんとできるような対策を考える必要がございますので、そういったことがない限りは、継続させていただきたいと思っておりますけれども、もしくはそういった申し出があった場合につきましては、市が責任を持ってやるということになると思っております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 町内会率が約半分なんです。ですので、私のもとには町内会に入っているか入っていないかはわかりませんが、たくさんの方の市民の声が届いております。

そういった中で、例えば、隣の東浦町とかでは立ち当番は全くやっております。そのかわり、月曜日に回収の資源ごみに関しては金曜日の夕方からかごが出ております。例えば、私の祖母は東浦に住んでいるんですが、93歳の高齢で足も悪いものですから、つえをついてでしかごみ捨てができません。傘を差してつえをついているとごみ袋を持ってないんですよ。そういった中で、やはり土曜日や日曜日に、天気がいいときに、自分の体調がいいときにごみが捨てられると、やはりそういう中には看護師さんで時間内に捨てられないとかいろんな御家庭の方がいると思うんです。

高浜の場合は、資源ごみが朝の7時から8時の間までしか出せません。これをクリアするというのは、やはりなかなか今の社会情勢からすると多くの市民が不便を感じていると思うんです。そういう意味でも、やはりこの立ち当番というのは今の社会情勢に合わせて改善していく必要があると思っておりますので、ぜひともそういった皆さんの声を聞いて、改善に向けた取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明）　さまざまな方策を含めまして、検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（北川広人）　16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈）　ぜひとも、市民が暮らしやすいまち、高浜市にしていきたいと思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（北川広人）　暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時9分休憩

午後2時19分再開

○議長（北川広人）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。一つ、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」。以上、1問についての質問を許可します。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子）　皆様こんにちは。2番、神谷直子です。よろしくお願ひいたします。

議長の許しをいただきましたので、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」の目標5「子育て・子育てを支える環境を整えます。」についてと、目標10「一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます。」について、お聞きしていきます。

まず、目標5の「子育て・子育てを支える環境を整えます。」という目標に対し、市政クラブの提言の中には、「安心して子供を産み育てることができるよう産前産後から幼保小中学校と連携し、子供の成長に合わせた持続的なサポート体制の整備を進めよ。」とあります。その中でまず、今回は電子母子手帳と学校の健診情報についてお聞きしていきます。

電子母子手帳については、平成29年12月議会の一般質問で、祖父母手帳とあわせて導入について要望してまいりました。当局からは、先進自治体の取り組み状況から調査を始めたいと前向きな御答弁をいただきました。

そこで、再度お尋ねしていきます。

最近では、スマホをお持ちの保護者の方もふえてきたことや、電子母子手帳のスマホアプリも多く開発されてきたことなど、導入の環境が整ってきたと思います。また、導入自治体もふえていくと聞いております。高浜市の子育てポータルサイトも月間に約3万件のアクセスがあるとお聞きしています。その世代の保護者の方にはとても便利なツールです。また、東日本大震災の際、岩手県の周産期医療の電子カルテのネットワークがあったため、母子手帳の再発行がとてもスムーズだったともお聞きしています。

このスマートフォンのアプリを使って子供の成長や健診結果などを記録する電子母子手帳は、身長、体重や成長発達の様子などお子さんの成長記録を保護者が入力することで、電子データとしても大切な記録を残すことができます。また、母子手帳を持っていなくてもスマホがあればどこでも記録を見ることができます。加えて、最近のアプリ機能には予防接種スケジュールをサポートする機能や多言語対応機能もあるそうです。ここ数年で定期的予防接種はふえていますが、一方で、予防接種は多くの種類とワクチンごとに複数回接種する必要があること、また、種類ごとに接種間隔などの注意事項があることにより予防接種のスケジュール管理は難しく、アプリによるサポート機能は利用者にとって重宝するそうです。また、アプリ自体の機能として多国籍言語化もされているそうです。

初めに、母子健康手帳と電子母子手帳との関係と電子母子手帳にはどういった機能があるのかお聞きします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 母子健康手帳は母子保健法に規定され、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」とされており、議員も御存じのとおり、妊婦に交付をされ、出産後はこの子供の健康のために使用をされております。母子健康手帳は様式も定められておりまして、妊娠中の健診結果や出産後は子供の発育・発達記録や予防接種歴などを記録できる内容となっております。さらに、任意様式として、妊娠・出産・子育て情報が記載されております。

議員がおっしゃられますとおり、電子母子手帳はこの母子健康手帳を補完する形で使用するアプリで、身長や体重、予防接種歴やお子さんの成長記録を保護者が入力することで、電子データとして記録を残すことができます。そのため、子供1人ずつの記録をスマホに残して確認することが可能です。追加機能といたしまして、市が発信する子育て支援センターや保健センターが行う育児相談や子育て講話、親子教室などのイベント情報の配信や母子保健事業の日程なども閲覧することが可能となっております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

電子母子手帳は現行の紙ベースによる母子健康手帳と併用して使用できることがわかりました。

もう少し詳しく、紙ベースの母子健康手帳にはない電子母子手帳のメリットについてお聞きしたいと思います。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 現在お配りしている母子健康手帳は、ほとんどの方が妊娠届け出を行う妊娠11週までに受け取っていらっしゃいます。

最近では、新しい予防接種が追加されることがありますが、保護者のお手元にある母子健康手

帳は紙ベースであり、更新されないことから、追加があった場合には記載欄もありません。電子母子手帳ではアプリのバージョンアップで様式の更新が行われ、記載欄が追加される、そういったメリットがあります。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 次に、電子母子手帳には多言語対応機能もあるということで、高浜市でも外国籍の方がふえています。使用する言語もさまざまだと思います。多言語対応機能の具体的な利用方法について教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） ここ数年の傾向として、相談にいらっしゃる外国籍児とその保護者がふえています。子供の体重は順調にふえているのかなどの発育の心配や、同じ年齢の子供との行動の違いや発語のおくれなど、発達に関する不安があってもどこに相談すればよいかわからず、乳幼児健診では大丈夫ですと答える外国籍の保護者もみえます。電子母子手帳は、母国語のアナウンスを受けながら身長や体重を入力することができ、その結果がグラフ化されるため、お子さんの順調な発育を確認することができます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 電子母子手帳は外国籍の方にとっても順調な発育を確認できるわけですね。後に手話の話もしたいと思っていますが、耳の不自由な方でも安心材料がふえることと思います。

次に、多胎児の支援についてお聞きします。

以前にも、多胎児支援はお聞きしておりますが、多胎児の育児はお子さんが複数のために育児負担が大きく、育児不安を持ちやすいとお聞きします。市では保健師さんが助産師さんと2人体制で家庭訪問を行い、子供の発育と母の心身の回復状況を確認し、多胎児への育児方法のアドバイスを行っていらっしゃいますが、この電子母子手帳を使って多胎児へのサポートができないでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 多胎児の場合についても、電子母子手帳にそれぞれのお子さんの成長記録を残すことができます。電子母子手帳の記録を見ることでそれぞれのお子さんの成長を確認し、お子さん一人一人の成長を感じていただくことは、母親の育児達成感にもつながるものであると思います。

また、電子母子手帳にはお子さんの出産週数に合わせた身長、体重を経時的に比較できる身体発育曲線の表示機能もあります。多胎児は出産予定日より早くに出産を迎えることが多く、また、小さく生まれるお子さんの場合もあるため、お子さんの状態に合わせた成長をこの身体発育曲線で知ることができ、このことは保護者の安心につながると思います。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 電子母子手帳は、多胎児のそれぞれのお子さんの状況に合った発育曲線と比較ができることで、正期産で生まれたお子さんと比較する必要がなくなり、不要な発育に対する不安を解消してくれるということですね。

次に、市では携帯アプリで小・中学校9年間の健康診断の情報を閲覧できるサービスを今年度から始められています。この電子母子手帳を導入すると2つのアプリとなりますが、こういった運用となるのか教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） この2つのアプリの共通点は、お子さんの健診記録を電子データとして残せることです。データを残すためには、電子母子手帳は保護者の方が入力する必要がありますが、もう一方のアプリである小・中学校9年間の健康診断情報が閲覧できるアプリは、健診結果については学校健診情報センターが電子データ化の作業を行うため、保護者の方が入力する必要はありません。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

共通点と入力方法の違いについて教えていただきましたが、機能の点ではどのようなものか教えてください。

まずは、健康診断情報アプリの機能について教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 小・中学校9年間の健康診断の情報を閲覧できるアプリは、これまで中学卒業後には活用されることのない健診結果を中学卒業時に御本人にお返しし、将来の疾病予防、そして健康づくりの一助としていただくことを目的としています。携帯での情報閲覧に加え、小・中学校9年間の健康診断の情報を紙面で健康診断シートとしてお渡ししていきます。この健康診断シートは中学3年生の生徒にお渡しし、体重、身長と肥満度をあらわす体格指数BMIなどの健診データを小学1年生から中学3年生の9年間を通した結果と経過が記載されています。

健康診断シートを受け取ることで、保護者はお子さんの9年間の成長を確認し、あわせて親子で健康づくりについて考えるきっかけにもなります。そして、子供自身が生涯の健康記録として健診データを振り返り、健康づくりにも活用できます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 次に、電子母子手帳の付加機能について教えてください。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

電子母子手帳は、どの時期からでも開始できますので、お子さんを持つ保護者ならどなたでも

使っていただくことができます。また、成長記録に加え、写真やテキストで思い出の記録も残すことができるため、保護者にとっては育児日記として使うことができます。加えて、紛失や災害など、万が一の母子手帳のバックアップデータとしても活用でき、母子健康手帳を補完できます。

また、文部科学省では、この11月から学校で実施している健診情報の電子化と利活用の促進に向けた検討を始めており、乳幼児健診など他の健診情報との接続についても詰めていくこととしています。厚生労働省も乳幼児健診や妊婦健診の母子保健情報のマイナンバーによる管理を検討しており、本市が目指す情報の電子化は文部科学省、厚生労働省の両省が目指す方向と同一のものであると考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

今回、再度一般質問をさせていただきまして、電子母子手帳を導入していただきたいという思いが一層強くなりました。子育ての支援ツールとして、また母子健康手帳の補完として利用することはもちろんですが、保護者の皆さんはいつも母子手帳を持っているわけではありません。仮に、友達同士で子育ての話をする場合でも、1人の方が母子手帳を見せるだけでは一方通行です。しかし、スマホがあれば、皆さんがスマホで確認しながら情報を共有できます。子供の成長を確認し合うことで不安の解消が図られることを望んでおります。

また、高浜市には健康診断情報のアプリもあり、近い将来には子育て情報がつながることになり、市民が利用しやすく、また、子供から、そしてその子が大人になってからも健康情報が途切れることのない健康づくりの支援策となりますので、ぜひ導入をお願いいたします。

次に、ロタウイルスワクチンについてお聞きします。

国は、ロタウイルスワクチンの定期接種開始に向け、具体的な準備を進めているとお聞きしています。ロタウイルスは感染力が強く、乳幼児がかかるロタウイルス胃腸炎の原因ウイルスであり、この胃腸炎にかかると激しい下痢や嘔吐などの症状を繰り返し、強い脱水症状の場合は入院治療が必要になることもあります。

このため、ロタウイルス胃腸炎を予防するロタウイルスワクチンは、小児科医が接種を勧める任意の予防接種となっています。しかし、一方で任意接種であることから、接種費用が本人負担になることや接種できる期間が短いことなどから、未接種であるという話もお聞きします。

初めに、ロタウイルス胃腸炎とはどういうものなのかお聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） このロタウイルス胃腸炎は、感染者の便の中にいるウイルスが人の手を介して口から感染する糞口感染により起こり、感染力は極めて高く、衛生状態がよい日本を初めとする先進国でもロタウイルスの感染予防は極めて難しいとされ、5歳までにほとんどの子供がロタウイルス胃腸炎にかかると言われております。感染すると2から4日の潜伏期間の

後、水のような下痢と嘔吐を繰り返し、発熱、腹痛を起こしますが、通常1から2週間で治癒します。しかし、脱水がひどくなると死に至ることもあるため、入院治療が必要となる場合があります。また、5歳になるまでの子供がロタウイルス胃腸炎で入院するリスクは、15人から43人に1人と推計されています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

それでは、ロタウイルス胃腸炎を予防するロタウイルスワクチンについてお聞きしますが、接種方法やその効果についてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） ロタウイルスワクチンは、発病しないよう弱毒化したロタウイルスを経口接種することでロタウイルス胃腸炎を予防する予防接種ワクチンです。

ロタウイルスワクチンは、予防接種を受けた子供の胃腸炎を予防する効果に加え、ワクチン未接種世代の発症数の減少や成人のロタウイルス保有者が減少することによる社会全体の発症の減少効果である集団免疫効果が認められています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 次に、現在の国、厚生労働省の動きについてお聞きしたいと思いますが、現時点でどこまで進んでいるのか、その動向を教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会でA類疾病としての定期予防接種化が承認されました。

この部会では、ロタリックスとロタテックの2つのワクチンを定期接種に位置づけること、また、接種回数はロタリックスは2回、ロタテックは3回の経口接種を4週間以上の間隔をおいて接種すること、原則いずれかの同一製剤での接種を完了することなどの具体的な規定を報告しました。

今後は、ロタウイルスワクチンは経口ワクチンであるために、同時期にほかのワクチン接種をしても免疫効果や副反応に悪影響を及ぼさないことから、ほかのワクチンとの接種間隔のあり方について検討されることとなっています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） それでは、市がロタウイルスワクチンの定期接種を実施する場合の時期と対象者についてお聞きします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） ロタウイルスワクチンの定期化については、現時点では開始時期が令和2年10月1日、定期接種の対象者は令和2年8月生まれ以降の方が予定されています。

接種の時期は2種類のワクチンによりそれぞれ異なり、ロタリックスは生後6週間から生後24週まで、ロタテックは生後6週から生後32週までですが、標準的な接種期間については保護者の負担軽減も考慮され、開始時期はヒブ、肺炎球菌ワクチンと同時期の生後2カ月と設定され、生後14週6日までに初回接種を完了することとなっています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

ロタウイルスワクチンは2種類あるということですが、どのように接種をすればよいのでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 2種類のロタウイルスワクチンは、接種時期と接種回数が異なりますが、この2種類のワクチンはともにロタウイルス感染症の予防効果があるため、どちらのワクチンを接種していただいても構いません。しかし、いずれか1種類の同一製剤での接種をしていただくことになります。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 同一製剤での接種ということで、ロタテックを使った場合はロタテックを、ロタリックスを使った場合はロタリックスを使うということですね。

今後の定期接種の進め方、市としてどのように進めていくのか、対象者への周知などについて教えていただけますか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 令和2年10月の定期接種開始時には、対象の令和2年8月、9月生まれの方には個別で予診票がお手元に届くよう準備を進めていく予定です。また、10月生まれ以降の方には、現行の定期予防接種予診票とセットでお配りし、対象の方がロタウイルスワクチンを接種できるようにしていくことを考えています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ほとんど全ての子供たちがかかるロタウイルス胃腸炎の予防のため、ロタウイルスワクチンの定期化は喜ばしいものです。

令和2年10月1日の開始時期まで時間がありますので、しっかり準備をして対象の方が確実に接種できるよう進めていただくことをお願いいたします。

また、ロタウイルスは感染者の便に下痢の始まる2日ほど前からロタウイルスが含まれると言われています。乳児で保育園などでお預かりしているお子様の使用済みおむつ、これをまだ持ち帰る園があると聞いております。各園によって対応がさまざまだとは思いますが、できれば利用者の保護者の方の持ち出しがない形でおむつの処分を各園でできるように要望をしておきます。

次に、目標（10）一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めますについて

てお聞きします。

これまで、市政クラブでは障がいの有無に関係なく、全ての市民がともに地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し活動しており、令和2年度の予算編成に対する政策提言においても、「障がい児者及びその家族が地域で安心して生活ができるよう、就労促進や居住への取り組みなど、生活基盤の安定化に努めよ。」と提言しております。

今回、その中から手話言語条例の制定についてお聞きしていきたいと思います。

聴覚障がい者にとって、他者とのコミュニケーションを図る手段の一つが手話であり、最近では講演会などでも手話通訳者が配置されることが多くなってきました。しかし、長い間、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、聾者は必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきたという経緯があります。

こうした中、平成25年10月に、鳥取県で全国初となる鳥取県手話言語条例が施行され、愛知県においても手話は言語であり、その背景や文化を尊重し、全ての県民が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性に鑑み、平成28年10月に手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例が施行されました。

初めに、県条例の制定内容と県条例に規定される市町村の役割について教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 県が制定した条例では、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について基本理念を定め、そのもとに県の責務、県民、事業者の役割等を明らかにするとともに、県及び各主体の取り組みを定めております。

県条例では、市町村は県の協力主体として位置づけられておりまして、その内容は、学校設置者として児童・生徒・幼児に対し手話言語の学習機会を用意すること、教職員に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する知識や技能の向上を図るための研修機会の確保を求めています。また、行政に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の啓発と意思疎通を支援する人、支援者の養成を求めているところでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 次に、手話言語条例を制定された市町村の状況を確認しておきたいと思います。

県条例を制定された後、県内の市町村で条例を制定されたところはあるのでしょうか、現状をお聞かせいただきます。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 県条例の制定後、常滑市、知立市、稲沢市でも手話言語条例が相

次いで施行されまして、最近では西尾市や蒲郡市でも手話言語条例を制定していくというふうでお聞きしているところでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） では次に、現在の高浜市の取り組みを確認しておきたいと思いますが、高浜市における手話を初めとしたコミュニケーション手段に関する支援の現状を教えてください。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 最近の取り組みでは、従来実施していました手話奉仕員養成講座から、平成28年度からはレベルアップを目指す方を対象に碧南市と共同で手話奉仕員ステップアップ講座を実施しております。また、支援策では、学校行事や病院受診の際に手話通訳が必要な際は手話通訳者を派遣するほか、毎週金曜日の午前中、いきいき広場内に手話通訳者1名を配置し、各種相談を行っております。手話の普及促進と手話が必要な方には手話を通じてコミュニケーションがとれるような環境整備に努めているところでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 市としてさまざまな取り組みを行っていることとお聞きし、安心しました。私も実際に手話を利用している方の御講演をお聞きしたことがあります。条例制定に向けて、さまざまな活動を行っているとお話でした。

手話言語については市議会も深いかかわりがあり、平成26年6月議会において手話言語法の制定を求める陳情が提出され、全員賛成により採択されているとお聞きしています。当時の意見書の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に知っていただくこと、そして聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使えることを求めるものでした。今回は法律ではなく条例制定でございますが、先輩議員が採択された思いも大切にしていきたいと思えます。

次に、当局におかれても手話言語に関する取り組みを始めたとお聞きしましたが、どのようなことか教えていただけますか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 本市では、手話言語条例を初め、手話等に関する関連施策について全国の市区町村と情報交換を行うことを目的に、平成30年7月に全国手話言語市区長会に加入をいたしました。この全国手話言語市区長会では、手話言語法や情報コミュニケーション法の制定と手話関連条例の拡充を通じて、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、手話等に関する関連施策の情報交換等を行うことを目的としております。現在、全国で553市区長、9町村長が入会しており、愛知県では17市が入会をしております。近隣では半田市、知立市、西尾市が入会しているというふうになっております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

次に、手話言語が必要となる当事者団体について伺います。

当事者団体の方の御要望はどのようになっているのでしょうか。

○議長（北川広人） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 当事者団体である西三河聴覚障害者団体連絡協議会と碧南高浜聴覚障害者協議会からは、連名で手話言語条例制定のお願いという要望を8月にいただいているところでございます。その内容は、既に全国で279自治体が手話言語条例を制定しており、高浜市においても制定をお願いすること、また条例制定に当たっては、団体との話し合いの場を設けていただきたい、この2点について要望をいただいているところでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 県内各市の状況や高浜市が全国手話言語市区長会に加入されたことをお聞きすると、条例制定に向けた機運が高まっていることを実感いたします。手話に対する理解を身近な地域で広げていくため、また、手話を使って聾者を含む全ての市民がともに地域で安心して暮らすことができる市を目指すためにも、住民に身近な存在である市が具体的な取り組み内容を明らかにしていくためにも条例制定が必要と考えます。ぜひ、当事者の思いも大切にいただき、条例の制定を進めていただくことをお願いいたします。

それでは、次に、視覚に障がいのある方についてお聞きます。

以前、色覚特性についてお聞きしました。今回はもう少し重たい方についてです。

視覚に障がいのある方の道しるべとなる視覚障がい者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックは、人に優しいまちづくりには重要な施設であると思っています。三河高浜駅周辺には点字ブロックが大変よく整備されております。この市役所の周辺にもありますが、その背景についてまずお聞きいたします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） お尋ねの三河高浜駅周辺でございますが、こちらにつきましては市街地再開発事業として駅東地区約0.7ヘクタールと駅西地区約1.5ヘクタールを高齢者、障がい者のほか、全ての人が使いやすいユニバーサルデザインを取り入れ、整備を行ったものでございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

では、三河高浜駅周辺からどのような施設をネットワークで結んでいるのかお聞きいたします。

○議長（北川広人） 土木グループ。

○土木G（杉浦睦彦） 視覚障がい者誘導用ブロックによる施設間のネットワーク状況についてお答え申し上げます。

視覚障がい者用誘導ブロックによる動線は、いきいき広場、市役所、高浜郵便局、高浜中学校へアクセスする県道三河高浜停車場線、主要地方道名古屋碧南線及び岡崎半田線、市道では三高駅東線に視覚障がい者用誘導ブロックの配置をしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ただいまの答弁をお聞きしますと、例えば、三河高浜駅から高浜郵便局に行く場合、東口からだに近いのだけれども、高浜中学校までしか点字ブロックがないので、一旦駅の西口から高浜市役所東交差点を經由して大きく迂回しないといけなくなります。

市街地再開発事業により、駅東口が設置され、沢渡町・稗田町・湯山町にお住まいの方々の利便性が向上しました。岡崎半田線と三河高浜駅東線との間をつなぐ南北道路への設置が必要と思われます。今後、視覚障がい者のための点字ブロック網を充実されるお考えがあればお聞かせください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 議員御指摘のとおり、碧南高浜線といった南北方向道路への視覚障がい者誘導ブロック配置が現在脆弱となっております。今年度、視覚障がい者誘導ブロックを設置する歩道幅員や視覚に障がいのある方の利便性等を考慮しながら、まずは設計業務を進めまして、来年度以降に整備のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

南北方向への点字ブロックの設置を検討されているということをお聞きして、私も三河高浜駅を利用する一人として、とても安心いたしました。

1点だけお願いをいたしたいと思います。

点字ブロックは視覚障がいのある方にとっては大切な道しるべでございます。その大切な、大事な道しるべの上や周囲に車や自転車、看板などがあると大変危険です。当局、とりわけ道路管理者の方々には、整備された後もこういった障害物が道路上に置かれないよう、指導をぜひお願いをいたします。

今回は、令和2年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について「第6次高浜市総合計画アクションプラン」目標5「子育て・子育てを支える環境を整えます。」についてと、目標10「一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます。」について質問をさせていただきました。弱者に優しいまち是谁にとっても優しいまちになります。

この秋に会派の視察で行かせていただきました第2回地域共生全国サミットで、次の開催地でもあります鎌倉市の市長が登壇されたときに、こんなお話をしてくださいました。鎌倉市にあ

る、あるビーチをユニバーサルビーチにされたそうです。車椅子の方にも夏の海水浴を楽しんでもらおうという発想だったそうですが、もちろん、車椅子ユーザーの方、御家族の方、とてもお喜びになったそうです。ですが、赤ちゃん連れのベビーカーを御利用される方、高齢で手押し車を御利用の方など、さまざまな方がお喜びになったことをお聞きしました。

また、私は先日ユーチューブで、視覚に障がいがあり、目の見えない方がスケートボードに挑戦している姿を見かけました。彼は、白いつえの先がボールになってころころ転がるんですけども、地面の凹凸がよくわかるつえを利用していました。それを使うと、階段の段差でも滑るようにスケートボードを楽しんでみえました。また、私の友人のお父様は、目が見えなくてもゴルフを楽しみます。しかも、私の友人よりお上手だそうです。

障がいや特性はあるし、なくなることはないけれども、工夫によって感じることをできないようにすれば、障がいだと感じることが少なくなります。これは、まさしくバリアがとれた状態、バリアフリーになります。

今回は、声を上げにくい市民の代弁者としてさまざまお聞きいたしました。誰にとっても住みよいまち、高浜になるように、今後も高浜市政を私たち市政クラブは一丸となって支えていきます。当局の皆様方もよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時10分。

午後2時59分休憩

午後3時9分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、柳沢英希議員。一つ、自衛隊活動への理解と協力について。以上、1問についての質問を許します。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 議会一般質問2日目の最終ということで、お疲れのところ大変申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、自衛隊活動への理解と協力について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

また、議選監査委員ということ念頭に置きまして一般質問をさせていただきますが、今期の監査上で知り得た情報等には触れることのない質問であることを御承知いただきたいと思います。

さて、今回、私がこの質問をさせていただくことになった経緯ではありますが、国会議員の方を初め、他市の市長さん、市町村議会の議員の方々と交流をさせていただきましたときがございました。そのとき参加代議員より、東海3県、三重、岐阜、愛知における自衛官等募集の地方公共

団体の協力についてという防衛省人事教育局10月付の資料をいただきました。その資料に目を通させていただきながら、知らなかったということもございますが、自衛官等募集に対して三重県、岐阜県内の自治体の事務のあり方と愛知県内の自治体の事務のあり方に大きく差が生じている箇所があり、特に西三河を中心に異なっていたということがありました。

自衛隊法第3条において、自衛隊の任務は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとするとなっておりますが、近年では国外においての国際平和協力への活動、国内においては大規模災害発生時に災害派遣部隊として被災地に入り、被災者に寄り添いながら人命救助、生活支援を初めとした、少しでも復旧・復興が早くできるように、多くの方々から感謝をいただくような心のこもった支援活動を並行して行っているというのが自衛隊であります。

そういったことを踏まえ、法定受託事務となっております自衛隊の自衛官募集事務について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、高浜市では自衛隊活動に対してどのような認識でおみえになっているのか、お答えをいただけたらと思います。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをいたします。

自衛隊活動につきましては、国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担っていると認識をいたしております。東海・東南海・南海地震のような大規模な災害に対処する上でも、自衛隊を含む関係行政機関と地方公共団体とが緊密に連携して訓練を行うことは必要不可欠であるとも考えております。あわせて、自衛隊では日ごろから災害派遣に備えて訓練を行っており、全国のほとんどの都道府県主催の総合防災訓練に部隊が参加するなど聞いておまして、地方公共団体の行う防災訓練への協力、こういった災害対策への強化に努められております。将来発生が予想されています巨大地震、また近年頻発する水害等への対応にも自衛隊の協力は不可欠でございまして、今後とも自衛隊との関係を強くしていく必要があると考えております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

部長の回答のとおり、常日ごろよりの連携の強化、情報交換などさらなる関係構築というのは、高浜市だけではなくて、どの自治体においても今後必要になってくると思っております。

そこで2問目ですけれども、自衛官募集について、自治体市町村の連携・協力についてどうふうにご検討されているのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 自衛官の募集事務につきましては、自衛隊法第97条の規定によりまし

て、都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととされております。そして、自衛官募集事務の内容、法的根拠等につきましては、自衛隊法施行令第114条から第120条に定められております。また、地方自治法の第2条及び同法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条によりまして、自衛官募集事務は第1号法定受託事務と定められ、国にかわり県及び市町村が行うべき事務となっております。国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握し、多くの窓口を持つ都道府県や市町村がその事務を担うことは必要であると認識をいたしております。

自衛官募集につきましては、従来どおり可能な限りの協力を継続してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 従来どおり、可能な限りの協力を継続していきたいというお言葉をいただきました。ありがとうございます。

そこで、自衛官募集事務というのは法定受託事務として位置づけられているわけですが、高浜市では自衛官募集につきましてどのような取り組み状況を行っているのか教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 本市における具体的な自衛官募集事務の取り組みといたしましては、広報たかはまへの募集記事の掲載を毎年複数回行い、庁舎内における募集ポスターの掲示のほか、庁舎壁面に自衛官募集の懸垂幕を設置しております。また、碧海5市共同でFMラジオを通じて自衛官募集の宣伝をするほか、毎年町内会行政連絡会では自衛隊愛知地方協力本部の広報官、自衛官募集相談員から自衛官の採用案内、イベント情報などの説明をする機会を設けております。

自衛隊協力会三河連合会の広報誌の新年号には市長名で寄稿をするとともに、毎年3月ごろには、自衛隊に入隊する隊員を激励するための激励会を市長、自衛隊愛知地方協力本部長を初めとする自衛隊関係者と合同で開催し、入隊予定者の保護者も招待し、会議室の提供も行っております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

そこで、自衛官の募集に当たって、自衛官募集相談員さんというのが高浜市でも委嘱をされていると思いますけれども、募集相談員の方の数と活動内容を教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 自衛官募集相談員は、自衛隊の各都道府県の地方協力本部長と各自治体の首長との連名で委嘱され、本市では募集事務を推進するため、自衛隊愛知地方協力本部から推薦された4人の方に2年の任期で委嘱をしております。

募集相談員の活動内容といたしましては、自衛隊広報官と地域との橋渡し役として、募集広告の掲載や入隊希望者との窓口（相談役）、本人や家族などに対する説明や勧誘のほか、入隊予定者に対する激励会などを行っております。また、市内でのイベントにブースを設けて広報活動をするなど、市民と自衛隊との相互理解を深め、身近に感じられるような活動も行っております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

募集相談員の方々、そしてまた自衛隊の隊員さんが、よくわくわくフェスティバルで駅の西側の通路のところにブースを設けて自衛隊の広報活動を行っているのをよく私も見かけております。

ちなみになんですけれども、近年の高浜市での自衛隊の方の募集の成果というのはどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 本市におきます平成28年度から平成30年度までの状況のほうをお伝えさせていただきますと、3年間に9名の入隊者がございました。近年の少子化や売り手市場と言われる厳しい募集環境により、自衛隊に入隊する自衛官は減少傾向の中、高浜市からは毎年入隊に結びついているという状況であります。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

毎年、こうして自衛隊の入隊の方を出しているというのは、いざここら辺が中心となるような災害が起きたときでも、そういった地元をしっかりとわかっている方が自衛隊として、もしこういった場所に災害のときに来ていただけるというのは、非常に心強いのかなと思います。それは高浜だけでなく、知立であったり刈谷、安城であったりしても、この地域ということを考えて非常に大きいのかなというふうに思っております。

そこで、ちょっとホームページを今回の一般質問の関係で検索をしておりました。自衛隊の募集というものといろいろちょっとワードをつけ加えてやっていたんですけれども、とある市ですけれども、平成31年4月3日付防人育第6684号で、防衛大臣から市長宛てにということで「自衛官募集等の推進について（依頼）」という文書がPDFについておりました。高浜市にもこの文書というのは届いているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 平成31年4月3日付で高浜市長宛てに届いております。同じ文書だと思われれます。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

この文書の内容とそれを受けての高浜市の対応というのは。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 文書では、自衛官に関する事項について3点、入隊予定者激励会の開催、自衛官募集対象者の電子媒体、紙媒体での情報提供、若年定年退職自衛官の防災関係部門での採用などの協力依頼がされております。

そうした中で、1点目の入隊予定者激励会の開催につきましては、先ほどの答弁のとおり毎年開催しているという状況でございます。

2点目の自衛官募集対象者の電子媒体、紙媒体での情報提供につきましては、個人情報保護の観点などから各自治体において対応が分かれているものと認識しております。そのような中、本市といたしましては、住民基本台帳の写しの一部の全件閲覧で対応をさせていただいております。

3点目の若年定年退職自衛官の防災関係部門での採用につきましては、この文書に基づくものではございませんが、平成28年4月から臨時職員として防災専門員の採用をいたしております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

ことしの2月ごろに自衛官募集のための住民情報の提供についての記事が新聞等、今でもネットでも出ておりますが、報道されております。高浜市では住民基本台帳の写しの一部の全件閲覧での対応であるのかお答えをお願いします。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 自衛官募集のための住民情報の提供につきましては、従来より住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の写しの一部の全件閲覧による方法で対応を行っております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

住民基本台帳の写しの閲覧で対応しているということではありますが、法律的にさまざまな法律、条例等ありますけれども、どのように整理されているのか教えてください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 住民基本台帳法第11条第1項では、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対して住民基本台帳の写しの一部の閲覧を請求することができるかとされております。自衛隊愛知地方協力本部が法令に基づき行う自衛隊の募集に関する事務につきましては、住民基本台帳法第11条第1項の規定する法令で定める事務の遂行のために必要であると解されておりますので、閲覧は認められるものと解しております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

ちょっと質問を変えまして、住民基本台帳の写しの一部の閲覧ということでありますけれども、一部というのはどの範囲になるのか教えていただければと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 閲覧できる情報につきましては、住民基本台帳法の定めにより、その一部であります氏名、生年月日、性別、住所の4項目の全件となります。あくまで閲覧によるものですので、電子媒体、紙媒体での情報提供とは異なってまいります。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） すみません、確認ですけれども、4項目ということで全件となりますというのは、住民基本台帳に登録されている全員の方という理解でよろしいんですか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 住民基本台帳に登録されております住民のうち、DV被害者以外の保護の対象となっていない方の全てとなっております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

では、防衛大臣からの文書では、自衛官募集対象者の電子媒体、紙媒体での情報提供という形でお願いをされていると思いますけれども、対応の方法としまして、住民基本台帳の一部分、要は4項目、氏名、生年月日、性別、住所の写しの全閲覧以外の方法というのは高浜市としていいのか、あるのか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 住民基本台帳の写しの一部の閲覧以外の市の対応方法としては、防衛大臣が自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、必要な資料（自衛官募集対象者情報）の提出を求める場合にこれに協力する方法がありますが、この場合には、各市町村が個人情報保護条例の規定に基づき、提供の可否をそれぞれ判断した上で提供することとなると思います。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

それらを踏まえて、愛知県下の状況、高浜市ですと写しの一部の全件閲覧という形ではありますけれども、ほかの自治体のほうはどういうふうに対応しているのかと。先日、抽出閲覧をしているというところ、それから紙だとかのデータで提出しているというところもありますけれども、愛知県の状況を教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 愛知県内54市町村の状況を見ますと、電子媒体、紙媒体での情報提供をしているのが2団体、割合としては3.7%、住民基本台帳の写しの一部の抽出閲覧をしているのが28団体の51.9%、本市同様、写しの一部の全件閲覧をしているのが24団体の44.4%となってお

ります。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

電子媒体、紙媒体での情報提供を行っている市町村がちょっと自治体名は控えますけれども2団体で、全国的には大体36%の自治体が電子媒体、紙媒体での情報提供を行っているというふうになっております。そこで、電子媒体、紙媒体での情報提供という協力は高浜市としてはどうなのかと、お答えいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 愛知県内では、54市町村のうち大半の52市町村、96.3%に当たりますけれども、これが住民基本台帳の写しの一部の抽出閲覧または全件閲覧という状況でございます。

なお、電子媒体、紙媒体での情報提供を実施している市町村は、今御質問にございましたが、2団体に限られるという状況でございます。したがって、この方法、情報提供による方法は慎重に対応すべきものと考えております。県内の他の市町村の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

電子媒体、紙媒体での情報提供ということをやはり私も調べていくと、ちょっといろいろ自衛隊法、それから自衛隊法の施行令等、それから住民基本台帳法、それからあとは個人情報保護条例等いろいろ照らし合わせていくと、なかなかどうともしっかりと明確に解釈ができないのかなという部分でもあります。ただ、1つお願いをしたいというのが、住民基本台帳の写しの一部の閲覧が法的に可能ですよということですので、今までの4項目の全件閲覧ではなくて、対象者を絞った抽出閲覧というのができるのかできないのか、その辺のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 愛知県内の状況を見ますと、先ほど54市町村の状況を申し上げました。そのうち、抽出閲覧によっているのが28団体（51.9%）ということで、半数を超えております。本市を含みます24団体（44.4%）は全件閲覧ということでございます。県内の状況としては、半数以上は抽出閲覧によっているということでございます。

冒頭、愛知県と三重県、岐阜県の比較をされまして、事務のあり方に差があるというお話がございました。愛知県を除きます東海3県では、岐阜県が電子媒体、紙媒体での情報提供や抽出閲覧を行っている割合は90.5%になります。全件閲覧の割合は、当市と同じ場合は9.5%の状況でございます。三重県の場合では、電子媒体、紙媒体での情報提供や抽出閲覧の割合が100%ということでございまして、全件閲覧はない状況にあるようでございます。

こうした状況や、冒頭、私は自衛隊活動への理解と協力、自衛官募集に対する市町村の連携・協力ということを申し上げましたけれども、こうしたことを鑑みますと、抽出閲覧による方法につきまして、これは所管をいたしますのが住民基本台帳の閲覧ということで、その事務を所管いたしますのが市民部となりますので、そこも調整をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 所管をするところが市民部という御回答をいただきました。すぐに回答というのは非常に難しいのかなと思いますが、いろいろと御質問に対し、真摯にお答えをいただきましてありがとうございました。

総務部長が最後にお答えをくださったように、私かとある代議士にいただきました資料でも、三重県では全閲覧対応となっている自治体というのは全くなくて、29市町のうち17自治体は紙媒体での提供、12自治体は抽出閲覧というふうになっております。岐阜県でも42市町村自治体のうち、半数を超える22自治体が紙媒体での提供、残り20自治体のうち16自治体が抽出をして閲覧をしていただいているという形、全閲覧は4自治体のみというふうな状況が岐阜県であります。

こうして近隣県と募集対象者、情報取得状況を比較してみますと、愛知県では非常に全閲覧型が多いというのが読み取れます。住民基本台帳法では、目的の中に住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とするとあります。住所、氏名、年齢、性別の4項目とはいえ、全件閲覧するということは、非常に多い台帳から一つ一つ確認をしながら転記していくという大変な作業になるということとあわせて、目的外の情報もあわせて見ることができてしまうということも言えます。これは自衛隊の募集事務だけではなくて、住民基本台帳法第11条の2の閲覧のときに照らし合わせましても同様かと言えます。であるならば、申請に合わせた本来の目的とされた対象の範囲をしっかりと管理者側が抽出して閲覧をしていただくということで、目的外の情報を見ることもなければ、抽出済みであるということで業務時間の軽減にもなるのかなと考えられます。

最後に、自衛隊について正しく理解をしていくこと、それから大規模災害時や有事の際における自衛隊の公共性、国民・市民にとっての有益性をしっかりと踏まえていただき、自衛隊法や自衛隊法施行令についてもしっかりと把握をしていただきながら、今後、近隣市だけではなくて、国や県としっかりと法定受託事務であるということ自衛隊の募集事務への国民・県民・市民の理解とともに、法的根拠が明確になるように、そこもあわせて努めていただくことをお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 昨日の黒川議員の一般質問におきまして、住民監査請求をしていることに関する情報開示ができないというような趣旨のお答えがございましたが、何を根拠にされているのか教えてください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 昨日の答弁で、私のほうから黒川議員の最後のほうのお話でそういった設計書のほうですか、負担金の内容についてということで情報公開をした場合にということでお話をいただきました。

私どものほうとしましては、その内容に従ってということでお答え等をさせていただいたところでもあります。1つは、これは民間の不利益になってしまうかどうかという判断も必要ですし、また、私どもの交渉の過程においてということでも判断をしていかなければいけないというふうに考えております。そういった中で、申請書のほうがどのように出てくるかということを見させていただいてということで答弁させていただいた中で、住民監査請求の件もありますのでというふうにお答えをいたしたところでございますが、この件につきましては、そういったところではなくて、その書面によって出せるのかどうかということを判断してというような趣旨で申し上げた中ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 先ほどの16番議員の質問に関しまして、会議録等を誰がどのようにしたか、発言されたのか公開していただきたいという話だったんですが、これはちょっと公共施設に関することなのか、本市全体の審議会や会議体に関するものなのかちょっとよくわからなかったんですが、会議録、出席してみえる委員の中に、発言内容によっては非常に危険を伴う発言等があるかと私も察しまして発言を要旨にとどめているというふうに解釈したんですが、もし仮に、発言内容、誰がどのように発言したかを公開するようであれば、基準等がありましたら教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど、公共施設のあり方計画の中での御質問で、公共施設の推進委員会に特化した部分で私は申し上げました。市全般的な公開基準というものはございません。所管課がそれぞれ判断しながら、公開するのか公開しないのか、公開するとして、どのような公開の仕方をするのか、個別に判断をいたしております。

○議長（北川広人） ほかに。

.....

.....

